

# 条 例 議 案 の 概 要

—平成27年3月定例会—

## 目 次

議案第 15 号 盛岡市行政手続条例の一部を改正する条例について	1
議案第 16 号 盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について	6
議案第 17 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の 整備に関する条例について	8
議案第 18 号 盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について	16
議案第 19 号 盛岡市財政調整基金条例の一部を改正する条例について	45
議案第 20 号 盛岡広域都市計画盛岡駅前北地区地区計画の区域内における建築物の制 限に関する条例及び盛岡市特別用途地区建築制限条例の一部を改正する 条例について	48
議案第 21 号 盛岡市下水道条例の一部を改正する条例について	51
議案第 22 号 盛岡市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について	54
議案第 23 号 盛岡市暴力団排除条例について	57
議案第 24 号 盛岡市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例について	59
議案第 25 号 盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について	62
議案第 26 号 盛岡市保育所条例の一部を改正する条例について	65
議案第 27 号 盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について	68
議案第 28 号 盛岡市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について	72
議案第 29 号 盛岡市アイスアリーナ条例の一部を改正する条例について	73

議案第 15 号

盛岡市行政手続条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の改正に準じ、行政指導の方式を改めるとともに、行政指導の中止等の求め及び処分等の求めについて定めるほか、必要な規定の整理をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 行政指導の方式

行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項、当該条項に規定する要件及び当該要件に適合する理由を示すものとする。（第 33 条第 2 項関係）

(2) 行政指導の中止等の求め

ア 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例（市の条例及び岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例により市が処理することとされた事務について規定する県の条例をいう。以下同じ。）に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、申出書を提出して当該行政指導の中止その他必要な措置を求めるものとする。（第 34 条の 2 第 1 項及び第 2 項関係）

イ 当該市の機関は、申出書の提出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとるものとする。（第 34 条第 3 項関係）

(3) 処分等の求め

ア 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、申出書を提出して当該処分又は行政指導をすることを求めるものとする。（第 34 条の 3 第 1 項及び第 2 項関係）

イ 当該行政庁又は市の機関は、申出書の提出があったときは、必要な調査を行い、必要があ

るときは、当該処分又は行政指導をするものとする。（第34条の3第3項関係）

3 施行期日

平成27年4月1日

【本則】盛岡市行政手続条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市行政手続条例 平成8年9月30日条例第32号 改正 略 <u>平成27年3月 日条例第 1号</u></p> <p>盛岡市行政手続条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第4条） 第2章 申請に対する処分（第5条～第11条） 第3章 不利益処分 　第1節 通則（第12条～第14条） 　第2節 聴聞（第15条～第26条） 　第3節 弁明の機会の付与（第27条～第29条） 第4章 行政指導（第30条～第34条の2） <u>第4章の2 処分等の求め（第34条の3）</u> 第5章 届出（第35条） 第6章 雜則（第36条） 附則 　第1章 総則 第1条及び第2条【略】 (適用除外) 第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から<u>第4章の2</u>まで の規定は、適用しない。 (1) 地方税の犯則事件に関する法令に基づいて市長又は徴税吏員がする 処分及び行政指導 (2) 学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は 研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくは</p> <p>○盛岡市行政手続条例 平成8年9月30日条例第32号 改正 略</p> <p>盛岡市行政手続条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第4条） 第2章 申請に対する処分（第5条～第11条） 第3章 不利益処分 　第1節 通則（第12条～第14条） 　第2節 聴聞（第15条～第26条） 　第3節 弁明の機会の付与（第27条～第29条） 第4章 行政指導（第30条～第34条） 第5章 届出（第35条） 第6章 雜則（第36条） 附則 　第1章 総則 第1条及び第2条【略】 (適用除外) 第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から<u>第4章</u>まで の規定は、適用しない。 (1) 地方税の犯則事件に関する法令に基づいて市長又は徴税吏員がする 処分及び行政指導 (2) 学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は 研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくは</p>	<p>○盛岡市行政手続条例 平成8年9月30日条例第32号 改正 略</p> <p>盛岡市行政手續条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第4条） 第2章 申請に対する処分（第5条～第11条） 第3章 不利益処分 　第1節 通則（第12条～第14条） 　第2節 聽聞（第15条～第26条） 　第3節 弁明の機会の付与（第27条～第29条） 第4章 行政指導（第30条～第34条） 第5章 届出（第35条） 第6章 雜則（第36条） 附則 　第1章 総則 第1条及び第2条【略】 (適用除外) 第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から<u>第4章の2</u>まで の規定は、適用しない。 (1) 地方税の犯則事件に関する法令に基づいて市長又は徴税吏員がする 処分及び行政指導 (2) 学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は 研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくは</p>

改正後	改正前
<p>これらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分及び行政指導</p> <p>(3) 市の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第1項に規定する地方公務員に該当する者をいう。以下同じ。）又は市の職員であった者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導</p> <p>(4) 尊ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分</p> <p>(5) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を<u>名宛人</u>とするものに限る。）及び行政指導</p> <p>(6) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に<u>関わる</u>事象が発生し、又は発生する可能性のある現場においてこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律、県の条例又は条例等上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導</p> <p>(7) 報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導</p> <p>(8) 審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分の手続又は行政手続法（平成5年法律第88号）第3章、行政手続条例（平成8年岩手県条例第3号）第3章若しくはこの条例第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導</p> <p>(9) 捨助金、負担金、利子補給金その他市が相当の反対給付を受けない給付金の交付に関する処分</p> <p>第4章 行政指導</p> <p>第4条から第32条まで【略】 (行政指導の方式)</p> <p>第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。</p> <p>2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可第</p> <p>これらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分及び行政指導</p> <p>(3) 市の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第1項に規定する地方公務員に該当する者をいう。以下同じ。）又は市の職員であった者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導</p> <p>(4) 尊ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分</p> <p>(5) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を<u>名あて人</u>とするものに限る。）及び行政指導</p> <p>(6) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に<u>かかわる</u>事象が発生し、又は発生する可能性のある現場においてこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律、県の条例又は条例等上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導</p> <p>(7) 報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導</p> <p>(8) 審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分の手続又は行政手続法（平成5年法律第88号）第3章、行政手続条例（平成8年岩手県条例第3号）第3章若しくはこの条例第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導</p> <p>(9) 捨助金、負担金、利子補給金その他市が相当の反対給付を受けない給付金の交付に関する処分</p> <p>第4章 行政指導</p> <p>第4条から第32条まで【略】 (行政指導の方式)</p> <p>第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。</p>	<p>これらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分及び行政指導</p> <p>(3) 市の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第1項に規定する地方公務員に該当する者をいう。以下同じ。）又は市の職員であった者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導</p> <p>(4) 尊ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分</p> <p>(5) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を<u>名あて人</u>とするものに限る。）及び行政指導</p> <p>(6) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に<u>かかわる</u>事象が発生し、又は発生する可能性のある現場においてこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律、県の条例又は条例等上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導</p> <p>(7) 報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導</p> <p>(8) 審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分の手続又は行政手続法（平成5年法律第88号）第3章、行政手続条例（平成8年岩手県条例第3号）第3章若しくはこの条例第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導</p> <p>(9) 捨助金、負担金、利子補給金その他市が相当の反対給付を受けない給付金の交付に関する処分</p> <p>第4章 行政指導</p> <p>第4条から第32条まで【略】 (行政指導の方式)</p> <p>第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。</p> <p>(1) 当該権限行使し得る根拠となる法令の条項</p> <p>(2) 前号の条項に規定する要件</p> <p>(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由</p>	
<p>3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。</p>	<p>2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。</p>
<p>4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。</p> <p>(1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの</p> <p>(2) 既に文書（前項の書面を含む。）又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものという。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの</p> <p><u>（行政指導の中止等の求め）</u></p> <p>第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例（市の条例及び岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例により市が処理することとされた事務について規定する見の条例をいう。以下この条及び次条において同じ。）に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。</p>	<p>3 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。</p> <p>(1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの</p> <p>(2) 既に文書（前項の書面を含む。）又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものという。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの</p>
<p>2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。</p>	

改正後	改正前
<p>(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>(2) 当該行政指導の内容</p> <p>(3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項</p> <p>(4) 前号の条項に規定する要件</p> <p>(5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由</p> <p>(6) その他参考となる事項</p>	
<p>3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならぬ。</p>	
<p><u>第4章の2 処分等の求め</u></p> <p>第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。</p>	
<p>2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。</p> <p>(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>(2) 法令に違反する事実の内容</p> <p>(3) 当該処分又は行政指導の内容</p> <p>(4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項</p> <p>(5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由</p> <p>(6) その他参考となる事項</p>	
<p>3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。</p>	

改正後	改正前
<p>第6章 総則 (委任)</p> <p>第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が定める。</p> <p>附 則 路</p> <p>附 則 (平成27年条例第 号)</p> <p>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p>第6章 総則 (委任)</p> <p>第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が定める。</p> <p>附 則 路</p>

## 議案第 16 号

## 盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について

## 1 改正の趣旨

組織機構及び事務事業の見直しに伴い、職員の定数を改めようとするものである。

## 2 改正の内容

職員定数を次のとおり改めるものである。

区分	現行(人)	改正後(人)	増減(人)
市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）	1,480（うち福祉事務所 106）	1,498（うち福祉事務所 114）	18（うち福祉事務所 8）
水道事業及び下水道事業	199	199	0
病院事業	211	220	9
議会の事務部局	15	15	0
教育委員会の事務部局	73	76	3
学校	247	240	△7
学校以外の教育機関	54	53	△1
選挙管理委員会の事務部局	6	6	0
監査委員の事務部局	7	7	0
農業委員会の事務部局	12	12	0
公平委員会の事務部局	2	2	0
合計	2,306	2,328	22

## 3 施行期日

平成27年4月1日

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
○盛岡市職員定数条例			○盛岡市職員定数条例		
昭和33年6月20日条例第25号			昭和33年6月20日条例第25号		
改正 略			改正 略		
<u>平成27年3月 日条例第 号</u>					
盛岡市職員定数条例			盛岡市職員定数条例		
第1条及び第2条 略			第1条及び第2条 略		
第3条 職員の定数は、次表に掲げるとおりとする。			第3条 職員の定数は、次表に掲げるとおりとする。		
区分	定数	備考	区分	定数	備考
市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）	1,498人	うち114人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。	市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）	1,480人	うち106人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。
水道事業及び下水道事業	199人		水道事業及び下水道事業	199人	
病院事業	220人		病院事業	211人	
選舉の事務部局	15人		選舉の事務部局	15人	
教育委員会の事務部局	76人		教育委員会の事務部局	73人	
学校	240人		学校	247人	
学校以外の教育機関	53人		学校以外の教育機関	54人	
選舉管理委員会の事務部局	6人		選舉管理委員会の事務部局	6人	
監査委員の事務部局	7人		監査委員の事務部局	7人	
農業委員会の事務部局	12人		農業委員会の事務部局	12人	
公平委員会の事務部局	2人		公平委員会の事務部局	2人	
合計	2,328人		合計	2,306人	
第4条及び第5条 略			第4条及び第5条 略		
附 則 略			附 則 略		

改正後		改正前	
附 則（平成27年条例第 号） この条例は、平成27年4月1日から施行する。			

議案第 17 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例について

1 制定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）の改正に伴い、関係する条例の規定の整備をしようとするものである。

2 一部改正を行う条例

- (1) 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例（昭和26年条例第2号）
- (2) 盛岡市旅費条例（昭和26年条例第19号）
- (3) 盛岡市非常勤特別職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年条例第24号）
- (4) 盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例（平成21年条例第29号）

3 改正の内容

教育長が常勤の特別職となるとともに、教育委員長の職が廃止されることから、次のとおり整備を行う。

- (1) 教育長に支給する給料月額及び退職手当の額を定める。（上記2(1)）（第1条関係）
- (2) 教育長に支給する日当、宿泊料、食卓料及び移転料の額を定める。（上記2(2)）（第2条関係）
- (3) 教育委員長の報酬を廃止する。（上記2(3)）（第3条関係）
- (4) 盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例の対象となる職員として教育長を加える。（上記2(4)）（第4条関係）

4 施行期日

平成27年4月1日

5 その他

- (1) 盛岡市教育長の給与等に関する条例（平成4年条例第84号）を廃止する。ただし、現在の教育長が在職する間は、廃止前の盛岡市教育長の給与等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。
- (2) 現在の教育長が在職する間は、改正後の盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の規定、改正後の盛岡市旅費条例の規定、改正後の盛岡市非常勤特別職員の報酬および費用弁償

に関する条例の規定及び改正後の盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例の規定は適用せず、改正前の盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の規定、改正前の盛岡市旅費条例の規定、改正前の盛岡市非常勤特別職員の報酬および費用弁償に関する条例の規定及び改正前の盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

【第1条】 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																										
○盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 昭和26年1月31日条例第2号 改正略 <u>平成27年3月 日条例第1号</u> 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例	○盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 昭和26年1月31日条例第2号 改正略																										
第1条 略 (定義)	盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 第1条 略 (定義)																										
第2条 この条例において「常勤の特別職の職員」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する市長、副市長及び監査委員、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）附則第2条第5項本文の規定によりなおその効力を有するとする同法の規定により選任された区長、 <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律</u> （昭和31年法律第162号）の規定により任命された教育長、 <u>地方税法</u> （昭和25年法律第226号）の規定により選任された固定資産評価員並びに <u>地方公営企業法</u> （昭和27年法律第292号）の規定により任命された地方公営企業の管理者をいう。	第2条 この条例において「常勤の特別職の職員」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する市長、副市長及び監査委員、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）附則第2条第5項本文の規定によりなおその効力を有するとする同法の規定により選任された区長、 <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律</u> （昭和31年法律第162号）の規定により任命された教育長、 <u>地方税法</u> （昭和25年法律第226号）の規定により選任された固定資産評価員並びに <u>地方公営企業法</u> （昭和27年法律第292号）の規定により選任された地方公営企業の管理者をいう。																										
第3条 略 (給料月額)	第3条 略 (給料月額)																										
第4条 常勤の特別職の職員の給料月額は、次表のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th><th style="text-align: center;">給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td><td style="text-align: right;">1,138,000円</td></tr> <tr> <td>副市長</td><td style="text-align: right;">882,000円以内で市長が定める額</td></tr> <tr> <td>監査委員</td><td style="text-align: right;">569,000円以内で市長が定める額</td></tr> <tr> <td>区長</td><td style="text-align: right;">663,300円以内で市長が定める額</td></tr> <tr> <td>教育長</td><td style="text-align: right;">721,000円以内で市長が定める額</td></tr> <tr> <td>固定資産評価員</td><td style="text-align: right;">569,000円以内で市長が定める額</td></tr> </tbody> </table>	区分	給料月額	市長	1,138,000円	副市長	882,000円以内で市長が定める額	監査委員	569,000円以内で市長が定める額	区長	663,300円以内で市長が定める額	教育長	721,000円以内で市長が定める額	固定資産評価員	569,000円以内で市長が定める額	第4条 常勤の特別職の職員の給料月額は、次表のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th><th style="text-align: center;">給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td><td style="text-align: right;">1,138,000円</td></tr> <tr> <td>副市長</td><td style="text-align: right;">882,000円以内で市長が定める額</td></tr> <tr> <td>監査委員</td><td style="text-align: right;">569,000円以内で市長が定める額</td></tr> <tr> <td>区長</td><td style="text-align: right;">663,300円以内で市長が定める額</td></tr> <tr> <td>固定資産評価員</td><td style="text-align: right;">569,000円以内で市長が定める額</td></tr> </tbody> </table>	区分	給料月額	市長	1,138,000円	副市長	882,000円以内で市長が定める額	監査委員	569,000円以内で市長が定める額	区長	663,300円以内で市長が定める額	固定資産評価員	569,000円以内で市長が定める額
区分	給料月額																										
市長	1,138,000円																										
副市長	882,000円以内で市長が定める額																										
監査委員	569,000円以内で市長が定める額																										
区長	663,300円以内で市長が定める額																										
教育長	721,000円以内で市長が定める額																										
固定資産評価員	569,000円以内で市長が定める額																										
区分	給料月額																										
市長	1,138,000円																										
副市長	882,000円以内で市長が定める額																										
監査委員	569,000円以内で市長が定める額																										
区長	663,300円以内で市長が定める額																										
固定資産評価員	569,000円以内で市長が定める額																										

改正後	改正前																														
地方公営企業の管理者 721,000円以内で市長が定める額	地方公営企業の管理者 721,000円以内で市長が定める額																														
第5条 略 (退職手当)	第5条 略 (退職手当)																														
第6条 常勤の特別職の職員がその職を退職（その者について定められている当該任期が満了した場合（監査委員にあっては、後任者が選任されるまでの間その職務を行ったときは、その職務を行うことがなくなったとき。）を含む。以下同じ。）した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し、退職手当を支給する。	第6条 常勤の特別職の職員がその職を退職（その者について定められている当該任期が満了した場合（監査委員にあっては、後任者が選任されるまでの間その職務を行ったときは、その職務を行うことがなくなったとき。）を含む。以下同じ。）した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し、退職手当を支給する。																														
第7条 常勤の特別職の職員に支給する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に在職月数を乗じて得た額に、次表に掲げる割合を乗じて得た額とする。	第7条 常勤の特別職の職員に支給する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に在職月数を乗じて得た額に、次表に掲げる割合を乗じて得た額とする。																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th><th style="text-align: center;">割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td><td style="text-align: right;">100分の70</td></tr> <tr> <td>副市長</td><td style="text-align: right;">100分の40</td></tr> <tr> <td>監査委員</td><td style="text-align: right;">100分の20</td></tr> <tr> <td>区長</td><td style="text-align: right;">100分の20</td></tr> <tr> <td>教育長</td><td style="text-align: right;">100分の25</td></tr> <tr> <td>固定資産評価員</td><td style="text-align: right;">100分の20</td></tr> <tr> <td>地方公営企業の管理者</td><td style="text-align: right;">100分の25</td></tr> </tbody> </table>	区分	割合	市長	100分の70	副市長	100分の40	監査委員	100分の20	区長	100分の20	教育長	100分の25	固定資産評価員	100分の20	地方公営企業の管理者	100分の25	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th><th style="text-align: center;">割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td><td style="text-align: right;">100分の70</td></tr> <tr> <td>副市長</td><td style="text-align: right;">100分の40</td></tr> <tr> <td>監査委員</td><td style="text-align: right;">100分の20</td></tr> <tr> <td>区長</td><td style="text-align: right;">100分の20</td></tr> <tr> <td>固定資産評価員</td><td style="text-align: right;">100分の20</td></tr> <tr> <td>地方公営企業の管理者</td><td style="text-align: right;">100分の25</td></tr> </tbody> </table>	区分	割合	市長	100分の70	副市長	100分の40	監査委員	100分の20	区長	100分の20	固定資産評価員	100分の20	地方公営企業の管理者	100分の25
区分	割合																														
市長	100分の70																														
副市長	100分の40																														
監査委員	100分の20																														
区長	100分の20																														
教育長	100分の25																														
固定資産評価員	100分の20																														
地方公営企業の管理者	100分の25																														
区分	割合																														
市長	100分の70																														
副市長	100分の40																														
監査委員	100分の20																														
区長	100分の20																														
固定資産評価員	100分の20																														
地方公営企業の管理者	100分の25																														
2 常勤の特別職の職員が死亡により退職した場合における退職手当の額は、前項の規定によつて計算して得た額に、退職の日におけるその者の給料月額に100分の400を乗じて得た額を加算した額とする。	2 常勤の特別職の職員が死亡により退職した場合における退職手当の額は、前項の規定によつて計算して得た額に、退職の日におけるその者の給料月額に100分の400を乗じて得た額を加算した額とする。																														
第8条から第10条まで 略 附 則 1 から27まで 略	第8条から第10条まで 略 附 則 1 から27まで 略																														
28 前項の市長が同項の任期中に選任し、又は任命した副市長、監査委員、教育長、固定資産評価員及び地方公営企業の管理者に支給する退職手当の額に係る第7条第1項の規定の適用については、同項の表中「100分の40」とあ	28 前項の市長が同項の任期中に選任した副市長、監査委員、固定資産評価員及び地方公営企業の管理者に支給する退職手当の額に係る第7条第1項の規定の適用については、同項の表中「100分の40」とあ																														

改正後	改正前
るの「100分の30」と、「100分の20」とあるのは「100分の18」と、「100分の25」とあるのは「100分の22」とする。 29から31まで略	るの「100分の30」と、「100分の20」とあるのは「100分の18」と、「100分の25」とあるのは「100分の22」とする。 29から31まで略
<b>附 則（平成27年条例第 1号）</b>	
<b>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</b>	
<b>4 改正法附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後の盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例第2条、第4条、第7条第1項及び附則第28項の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例第2条、第4条、第7条第1項及び附則第28項の規定は、なおその効力を有する。</b>	

【第2条】 盛岡市旅費条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<b>○盛岡市旅費条例</b> 昭和26年3月30日条例第19号 改正 略 <u>平成27年3月 日条例第 1号</u>	<b>○盛岡市旅費条例</b> 昭和26年3月30日条例第19号 改正 略
<b>盛岡市旅費条例</b> 第1条から第18条まで 略 (日当) 第19条 日当の額は、別表の定額による。 (宿泊料) 第20条 宿泊料の額は、別表の定額による。 2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。 (食卓料) 第21条 食卓料の額は、別表の定額による。 2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。 (移伝料) 第21条の2 移伝料の額は、次の各号に規定する額による。 (1) 赴任の際扶養親族を移伝する場合には、旧住所地から新住所地までの路程に応じた別表の定額による額 (2) 赴任の際扶養親族を移伝しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額 (3) 赴任の際扶養親族を移伝しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移伝する場合には、前号に規定する額に相当する額	<b>盛岡市旅費条例</b> 第1条から第18条まで 略 (日当) 第19条 日当の額は、別表の定額による。 (宿泊料) 第20条 宿泊料の額は、別表の定額による。 2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。 (食卓料) 第21条 食卓料の額は、別表の定額による。 2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。 (移伝料) 第21条の2 移伝料の額は、次の各号に規定する額による。 (1) 赴任の際扶養親族を移伝する場合には、旧住所地から新住所地までの路程に応じた別表の定額による額 (2) 赴任の際扶養親族を移伝しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額 (3) 赴任の際扶養親族を移伝しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移伝する場合には、前号に規定する額に相当する額

改正後	改正前						
2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。 (着後手当)	2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。 (着後手当)						
第21条の3 着後手当の額は、別表の日当定額の5日分及び同表の宿泊料定額の5夜分に相当する額による。	第21条の3 着後手当の額は、別表の日当定額の5日分及び同表の宿泊料定額の5夜分に相当する額による。						
第21条の4から第22条まで 略 (市内旅行等の旅費)	第21条の4から第22条まで 略 (市内旅行等の旅費)						
第23条 市内及び規則で定める地域内における旅行については、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に定める額の旅費又は当該旅費を基準とする日額旅費に限り、支給する。 (1) 日帰り旅行（行程4キロメートル以上の旅行に限る。）の場合 車賃又は鉄道賃の実費 (2) 公務の必要又は天災その他やむを得ない事情による宿泊を伴う旅行の場合 車賃又は鉄道賃の実費（行程4キロメートル以上の旅行に限る。）並びに別表第1号の表に規定する日当及び宿泊料の額の範囲内でそれぞれ規則で定める日当及び宿泊料の額	第23条 市内及び規則で定める地域内における旅行については、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に定める額の旅費又は当該旅費を基準とする日額旅費に限り、支給する。 (1) 日帰り旅行（行程4キロメートル以上の旅行に限る。）の場合 車賃又は鉄道賃の実費 (2) 公務の必要又は天災その他やむを得ない事情による宿泊を伴う旅行の場合 車賃又は鉄道賃の実費（行程4キロメートル以上の旅行に限る。）並びに別表第1号の表に規定する日当及び宿泊料の額の範囲内でそれぞれ規則で定める日当及び宿泊料の額						
第24条から第30条まで 略 附 則 略 附 則（平成27年条例第1号）	第24条から第30条まで 略 附 則 略						
1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。							
5 改正法附則第2条第1項の場合においては、第2条の規定による改正後の盛岡市旅費条例別表の規定は適用せず、同条の規定による改正前の盛岡市旅費条例別表の規定は、なおその効力を有する。							
別表（第2条、第19条～第21条の3、第23条関係）	別表（第2条、第19条～第21条の3、第23条関係）						
(1) 日当、宿泊料及び食卓料	(1) 日当、宿泊料及び食卓料						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 15%;">日当（1日に宿泊料（1夜食卓料（1 つき）につき）</th> <th style="width: 15%;">食卓料（1夜につき）</th> </tr> </table>	区分	日当（1日に宿泊料（1夜食卓料（1 つき）につき）	食卓料（1夜につき）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 15%;">日当（1日に宿泊料（1夜食卓料（1 つき）につき）</th> <th style="width: 15%;">食卓料（1夜につき）</th> </tr> </table>	区分	日当（1日に宿泊料（1夜食卓料（1 つき）につき）	食卓料（1夜につき）
区分	日当（1日に宿泊料（1夜食卓料（1 つき）につき）	食卓料（1夜につき）					
区分	日当（1日に宿泊料（1夜食卓料（1 つき）につき）	食卓料（1夜につき）					

改正後							改正前						
1 市長、副市長、常勤の監査委員、区長、教育長、固定資産評価員及び地方公営企業の管理者		3,000円	14,800円	3,000円			1 市長、副市長、常勤の監査委員、区長_____、固定資産評価員及び地方公営企業の管理者		3,000円	14,800円	3,000円		
2 1の項に掲げる職員以外の職員		2,400円	12,000円	2,400円			2 1の項に掲げる職員以外の職員		2,400円	12,000円	2,400円		
(2) 移転料		鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上	鉄道50キロメートル以上	鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル未満
区分		100キロメートル未満	100キロメートル以上	100キロメートル未満	100キロメートル以上	100キロメートル未満	100キロメートル以上	100キロメートル未満	100キロメートル以上	100キロメートル未満	100キロメートル以上	100キロメートル未満	100キロメートル以上
1 市長、副市長、常勤の監査委員、区長、教育長、固定資産評価員及び地方公営企業の管理者		126,000円	144,000円	178,000円	220,000円	292,000円	306,000円	328,000円	381,000円	126,000円	144,000円	178,000円	220,000円

改正後										改正前									
理者										理者									
2 1 の 項に指 げる職 員以外 の職員	107,00 0円	123,00 0円	152,00 0円	187,00 0円	248,00 0円	261,00 0円	279,00 0円	324,0 00円		2 1 の 項に指 げる職 員以外 の職員	107,00 0円	123,00 0円	152,00 0円	187,00 0円	248,00 0円	261,00 0円	279,00 0円	324,0 00円	

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもつて鉄道1キロメートルとみなす。

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもつて鉄道1キロメートルとみなす。

【第3条】 盛岡市非常勤特別職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後										改正前									
○盛岡市非常勤特別職員の報酬および費用弁償に関する条例 昭和31年10月1日条例第24号										○盛岡市非常勤特別職員の報酬および費用弁償に関する条例 昭和31年10月1日条例第24号									
改正 略										改正 略									
<u>平成27年3月 日条例第 1号</u>										<u>平成27年3月 日条例第 1号</u>									
盛岡市非常勤特別職員の報酬および費用弁償に関する条例 (報酬)										盛岡市非常勤特別職員の報酬および費用弁償に関する条例 (報酬)									
第1条 特別職の職員の非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬は、別表のとおりとする。										第1条 特別職の職員の非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬は、別表のとおりとする。									
第2条及び第3条 略 (費用弁償)										第2条及び第3条 略 (費用弁償)									
第4条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。										第4条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。									
2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。										2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。									
3 前2項に定めるもののほか、旅費の支給方法については、一般職の職員に支給する旅費の例による。										3 前2項に定めるもののほか、旅費の支給方法については、一般職の職員に支給する旅費の例による。									
第5条及び第6条 略 <u>附 則 略</u> <u>附 則 (平成27年条例第 1号)</u>										第5条及び第6条 略 <u>附 則 略</u>									
1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。										別表 (第1条、第4条関係)									
6 改正法附則第2条第1項の場合においては、第3条の規定による改正後の盛岡市非常勤特別職員の報酬および費用弁償に関する条例別表の規定は適用せず、同条の規定による改正前の盛岡市非常勤特別職員の報酬および費用弁償に関する条例別表の規定は、なおその効力を有する。										別表 (第1条、第4条関係)									
別表 (第1条、第4条関係)										区分									
区分										報酬の額									
教育委員会 委員										月額 94,800円									
教育委員会 委員長に支給する旅費										月額 119,800円									
教育委員会 委員長に支給する旅費										教育委員会 委員長に支給する旅費									

改正後			改正前		
選舉管理委員会	委員長	月額 72,200円	同一の額	委員	月額 94,800円
	委員	月額 42,800円		同一の額	
	補充員	日額 9,600円			
監査委員	職見を有する者の中から選任された者	月額 117,400円		監査委員	職見を有する者の中から選任された者
	議会の議員のうちから選任された者	月額 59,300円			月額 117,400円
公平委員会	委員長	日額 12,700円		委員長	日額 12,700円
	委員	日額 11,600円		委員	日額 11,600円
農業委員会	会長	月額 72,200円		農業委員会	会長
	会長の職務代理者及び部会長	月額 46,400円			月額 72,200円
	委員	月額 42,800円		会長の職務代理者及び部会長	月額 46,400円
固定資産評価委員会	委員長	日額 11,600円		委員	月額 42,800円
監査委員会	委員	日額 10,600円		固定資産評価委員長	日額 11,600円
	会			監査委員会	日額 10,600円
前各項以外のもので法令又は条例若しくは規則により設置された委員会等の委員その他非常勤の職員	予算の範囲内で支給する旅費年額として定めた額	副市長に支給する旅費年額として定めた額	前各項以外のもので法令又は条例若しくは規則により設置された委員会等の委員その他非常勤の職員	予算の範囲内で支給する旅費年額として定めた額	副市長に支給する旅費年額として定めた額

【第4条】 盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例 平成21年9月30日条例第29号 改正略 平成27年3月 日条例第 号 盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例 目次及び第1条 略 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職員、同条第3項第1号に規定する職のうち副市長、常勤の監査委員、区長、教育長及び固定資産評価員、同項第1号の2に規定する職のうち地方公営企業の管理者並びに同項第3号に規定する職のうち規則で定める職の職員をいう。 (2) 法令 法律及び法律に基づく命令(告示を含む。)並びに条例、規則、訓令及び規程(告示を含む。)をいう。 (3) 契約事務等 市が市以外のものと契約して行わせる事務若しくは事業又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる公の施設の管理に係る事務をいう。 (4) 事務事業者 契約事務等を行うもの又は行っていたものをいう。 (5) 通報対象事実 次に掲げる事実をいう。 ア 職員の職務の執行に係る事実であって、法令に違反するもの又は人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与えるおそれがあるもの イ 事務事業者の役職員(事務事業者の役員、従業員その他の関係者をいう。以下同じ。)の契約事務等に係る職務の執行に係る事実であつ	○盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例 平成21年9月30日条例第29号 改正略 盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例 目次及び第1条 略 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職員、同条第3項第1号に規定する職のうち副市長、常勤の監査委員、区長_____及び固定資産評価員、同項第1号の2に規定する職のうち地方公営企業の管理者並びに同項第3号に規定する職のうち規則で定める職の職員をいう。 (2) 法令 法律及び法律に基づく命令(告示を含む。)並びに条例、規則、訓令及び規程(告示を含む。)をいう。 (3) 契約事務等 市が市以外のものと契約して行わせる事務若しくは事業又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる公の施設の管理に係る事務をいう。 (4) 事務事業者 契約事務等を行うもの又は行っていたものをいう。 (5) 通報対象事実 次に掲げる事実をいう。 ア 職員の職務の執行に係る事実であって、法令に違反するもの又は人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与えるおそれがあるもの イ 事務事業者の役職員(事務事業者の役員、従業員その他の関係者をいう。以下同じ。)の契約事務等に係る職務の執行に係る事実であつ

改正後	改正前
て、法令に違反するもの又は人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与えるおそれがあるもの	て、法令に違反するもの又は人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与えるおそれがあるもの
(6) 公益通報 職員等(職員及び専務事業者の役職員をいう。以下同じ。)が、通報対象事実が生じている、又は生じるおそれがある旨を盛岡市公正職務委員会(以下この章から第3章までにおいて「委員会」という。)又は盛岡市公正職務審査会(以下この章から第3章までにおいて「審査会」という。)に通報することをいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な目的で行うものを除く。	(6) 公益通報 職員等(職員及び専務事業者の役職員をいう。以下同じ。)が、通報対象事実が生じている、又は生じるおそれがある旨を盛岡市公正職務委員会(以下この章から第3章までにおいて「委員会」という。)又は盛岡市公正職務審査会(以下この章から第3章までにおいて「審査会」という。)に通報することをいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な目的で行うものを除く。
(7) 特定要求行為 職員以外の者が職員又は市長に対して行う職務に関する要望、提言、提案、相談、意見、苦情、依頼その他これらに類する行為をいう。ただし、次に掲げる場合(暴力的行為、威圧的自動その他社会的妥当性を欠く行為を伴う場合を除く。)に行われたものを除く。 ア 公聴会、説明会、説明会その他の公開の場で行われた場合 イ 隠情密、要望書、依頼書等の住所、氏名及び内容を記載した書面(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。)により行われた場合 ウ ア及びイに掲げるもののほか、通常の適正な職務の遂行に係るもので、地位又はその権限に基づく影響力を有する者以外の者により行われた場合	(7) 特定要求行為 職員以外の者が職員又は市長に対して行う職務に関する要望、提言、提案、相談、意見、苦情、依頼その他これらに類する行為をいう。ただし、次に掲げる場合(暴力的行為、威圧的自動その他社会的妥当性を欠く行為を伴う場合を除く。)に行われたものを除く。 ア 公聴会、説明会、説明会その他の公開の場で行われた場合 イ 隠情密、要望書、依頼書等の住所、氏名及び内容を記載した書面(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。)により行われた場合 ウ ア及びイに掲げるもののほか、通常の適正な職務の遂行に係るもので、地位又はその権限に基づく影響力を有する者以外の者により行われた場合
(8) 不当要求行為 特定要求行為のうち次に掲げるものをいう。 ア 自らの地位を利用し、又はその権限に基づく影響力を行使して、正当な理由なく、特定の法人その他の団体又は個人のために有利な又は不利な取扱いを求める行為 イ 暴力的行為、威圧的自動その他社会的妥当性を欠く行為により自らの要求の実現を図る行為 ウ ア及びイに掲げるもののほか、公正な職務の執行に支障を生じさせる行為	(8) 不当要求行為 特定要求行為のうち次に掲げるものをいう。 ア 自らの地位を利用し、又はその権限に基づく影響力を行使して、正当な理由なく、特定の法人その他の団体又は個人のために有利な又は不利な取扱いを求める行為 イ 暴力的行為、威圧的自動その他社会的妥当性を欠く行為により自らの要求の実現を図る行為 ウ ア及びイに掲げるもののほか、公正な職務の執行に支障を生じさせる行為

改正後	改正前
<b>(職員の資務)</b> 第3条 職員は、自らの行動が公務の信頼に影響を及ぼすことを深く認識し、公務員としての資質の向上及び公務員倫理に関する意識の高揚に努めるとともに、市民から信頼される職員であるよう次に掲げる事項を遵守し、公正な職務の執行に当たらなければならない。 第4条から第29条まで 路 附 則 略 附 則(平成27年条例第1号) 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。	<b>(職員の資務)</b> 第3条 職員は、自らの行動が公務の信頼に影響を及ぼすことを深く認識し、公務員としての資質の向上及び公務員倫理に関する意識の高揚に努めるとともに、市民から信頼される職員であるよう次に掲げる事項を遵守し、公正な職務の執行に当たらなければならない。 第4条から第29条まで 路 附 則 略
7 改正法附則第2条第1項の場合においては、第4条の規定による改正後の盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例第2条の規定は適用せず、第4条の規定による改正前の盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例第2条の規定は、なおその効力を有する。	

## 議案第 18 号

### 盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

#### 1 改正の趣旨

設計住宅性能評価書の写しを添付して申請する場合の長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額を定めるとともに、建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正に伴い、建築物に関する確認申請等手数料等の額の改定等をするほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

#### 2 改正の内容

- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）の規定に基づく設計住宅性能評価書を活用した申請に対する審査を開始することに伴い、当該住宅性能評価書の写しを提出する場合の長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額を定める。
- (2) (1) の改正に伴い、長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額が改められる。
- (3) 構造計算適合性判定の手続について、建築主による都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関への直接申請に移行することに伴い、特定建築物計画認定申請手数料を廃止するとともに、次に掲げる手数料のうち構造計算適合性判定を伴う審査に係る手数料を削る。
  - ア 建築物に関する確認申請等手数料
  - イ 既存の一の建築物について2以上の工事に分けて行う工事の全体計画の認定又は当該認定の変更認定を受けた建築物に関する確認申請等手数料
  - ウ 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料
  - エ 集約都市開発事業計画に係る建築基準関係規定適合性審査手数料
  - オ 集約都市開発事業計画の変更に係る建築基準関係規定適合性審査手数料
  - カ 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料
  - キ 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料
- (4) (3) の改正に伴い、長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額が改められる。
- (5) 検査済証の交付前における建築物の仮使用承認制度の変更に伴い、手数料の名称を変更する。

#### 3 施行期日

- (1) 2(1)・(2) 平成27年4月1日
- (2) 2(3)から(5)まで 平成27年6月1日

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号 改正 略 <u>平成27年3月 日条例第 1号</u></p> <p>盛岡市手数料条例 第1条から第9条まで 略 附 則 略 <u>附 則(平成27年条例第 1号)</u> (施行期日)</p> <p>1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。            (1) 別表65の12の項の改正規定（「8の項の右欄1」を「8の項の右欄」に、「同項の右欄1」を「同項の右欄」に改め、「(申請又は通知に係る建築物の計画が建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準に適合するかどうかを審査するものであるときは、当該基準に従った構造計算1件につき、65の11の項右欄に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項の右欄に定める額を加算した額)」を削る部分を除く。) 平成27年4月1日            (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成27年6月1日  <u>(経過措置)</u></p> <p>2 改正後の盛岡市手数料条例別表8の項の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「第2号施行日」という。）以後にされる建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による確認の申請（建築設備（同法第87条の2の建築設備をいう。以下同じ。）に係る部分を除く。以下同じ。）又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において</p>	<p>○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号 改正 略</p> <p>盛岡市手数料条例 第1条から第9条まで 略 附 則 略</p>

改正後	改正前
<p>準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による計画の通知（建築設備に係る部分を除く。以下同じ。）に対する審査の手数料について適用し、第2号施行日前にされた同法第6条第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査の手数料については、なお従前の例による。</p> <p>3 改正後の盛岡市手数料条例別表8の2の2の項の規定は、第2号施行日以後にされる建築基準法第86条の8第1項又は第3項の認定を受けた全体計画に係る同法第6条第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査の手数料について適用し、第2号施行日前にされた同法第86条の8第1項又は第3項の認定を受けた全体計画に係る同法第6条第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査の手数料については、なお従前の例による。</p> <p>4 第2号施行日前にされた高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第4項の規定に基づく申出に係る審査の手数料については、なお従前の例による。</p> <p>5 改正後の盛岡市手数料条例別表65の12の項から65の17の項までの規定は、第2号施行日以後にされる長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第2項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第10条第3項（同法第11条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく申出に係る審査の手数料について適用し、第2号施行日前にされた長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項並びに都市の低炭素化の促進に関する法律第10条第3項及び第54条第2項の規定に基づく申出に係る審査の手数料については、なお従前の例による。</p>	
別表（第2条、第4条関係）	別表（第2条、第4条関係）

改正後			改正前		
手数料を徴収する事務	名称	金額	手数料を徴収する事務	名称	金額
路	路	路	路	路	路
8 建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請(建築設備(同法第87条の2の建築設備をいう。以下この項及び9の項から11の項までにおいて同じ。)に係る部分を除く。8の2の項において同じ。)又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知(建築設備に係る部分を除く。8の2の項において同じ。)に対する審査(8の	建築物に関する確認申請等手数料	次に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計(建築物を建築する場合(確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合及び移転する場合を除く。)にあっては当該建築に係る部分の床面積、確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)に相当する面積、建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合及び移転する場合を除く。)にあっては当該建築に係る部分の床面積、確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)に相当する面積、建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合	建築物に関する確認申請等手数料	1 次に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計(建築物を建築する場合(確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合及び移転する場合を除く。)にあっては当該建築に係る部分の床面積、確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)に相当する面積、建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合	1 次に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計(建築物を建築する場合(確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合及び移転する場合を除く。)にあっては当該建築に係る部分の床面積、確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)に相当する面積、建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合

改正後			改正前		
2の項の審査を除く。)		合(確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合を除く。)にあっては当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1に相当する面積、確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1に相当する面積。以下この項において同じ。)の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 申請又は通知に係る床面積の合計が	2の項の審査を除く。)		合(確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合を除く。)にあっては当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1に相当する面積、確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1に相当する面積。以下1において同じ。)の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 申請又は通知に係る床面積の合計が

改正後			改正前		
		<p>30平方メートル以下の場合 8,000円</p> <p>(2) 申請又は通知に係る床面積の合計が30平方メートルを超えて100平方メートル以下の場合 1万4,000円</p> <p>(3) 申請又は通知に係る床面積の合計が100平方メートルを超えて200平方メートル以下の場合 2万1,000円</p> <p>(4) 申請又は通知に係る床面積の合計が200平方メートルを超えて500平方メートル以下の場合 2万7,000円</p> <p>(5) 申請又は通知に係る床面積の合計が500平方メートルを超えて1,000平方メートル以下の場合 4万8,000円</p> <p>(6) 申請又は通知に係る床面積の合計が</p>			<p>30平方メートル以下の場合 8,000円</p> <p>(2) 申請又は通知に係る床面積の合計が30平方メートルを超えて100平方メートル以下の場合 1万4,000円</p> <p>(3) 申請又は通知に係る床面積の合計が100平方メートルを超えて200平方メートル以下の場合 2万1,000円</p> <p>(4) 申請又は通知に係る床面積の合計が200平方メートルを超えて500平方メートル以下の場合 2万7,000円</p> <p>(5) 申請又は通知に係る床面積の合計が500平方メートルを超えて1,000平方メートル以下の場合 4万8,000円</p> <p>(6) 申請又は通知に係る床面積の合計が</p>

改正後			改正前		
		<p>1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以下の場合 6万8,000円</p> <p>(7) 申請又は通知に係る床面積の合計が2,000平方メートルを超えて1万平方メートル以下の場合 20万円</p> <p>(8) 申請又は通知に係る床面積の合計が1万平方メートルを超えて5万平方メートル以下の場合 32万円</p> <p>(9) 申請又は通知に係る床面積の合計が5万平方メートルを超える場合 61万円</p>			<p>1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以下の場合 6万8,000円</p> <p>(7) 申請又は通知に係る床面積の合計が2,000平方メートルを超えて1万平方メートル以下の場合 20万円</p> <p>(8) 申請又は通知に係る床面積の合計が1万平方メートルを超えて5万平方メートル以下の場合 32万円</p> <p>(9) 申請又は通知に係る床面積の合計が5万平方メートルを超える場合 61万円</p> <p>2 申請又は通知に係る建築物の計画が建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準 (同条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規</p>

改正後	改正前
	<p>定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。</p> <p>8の2の項において同じ。)に適合するかどうかを審査するものあるときは、1の規定にかかわらず、1に規定する金額に、当該複数計算1件につき、次に掲げる申請又は通知に係る床面積(複数計算が行われた部分に限る。以下2において同じ。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額</p> <p>(1) 申請又は通知に係る床面積の合計が1,000平方メートル以下の場合 18万8,000円 (再計算(建築基準法第20条第2号イ又は第3号イの政令</p>

改正後	改正前
	<p>で定める基準に従った複数計算で、同条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによるもの(当該複数計算に係る記録が、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)で提出された場合に限る。)をいう。以下2において同じ。)による場合にあっては、13万7,000円)</p> <p>(2) 申請又は通知に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超える場合 24万7,000円(再計算による場合にあっては、</p>

改正後			改正前		
8の2 建築基礎法 第86条の8第1項 又は第3項の認定 を受けた全体計画	既存の一の建築物に ついて 2以上の工事 に分けて行う工事の 全体計画の認定又は	次に掲げる申請又は 通知に係る床面積（建 築物を増築し、又は改 築する場合（認定を受	8の2 建築基礎法 第86条の8第1項 又は第3項の認定 を受けた全体計画	既存の一の建築物に ついて 2以上の工事 に分けて行う工事の 全体計画の認定又は	<p><u>16万7,000円）</u>  <u>(3) 申請又は通知に 係る床面積の合計が 2,000平方メートルを 超え 1万平方メート ル以下の場合 28万 1,000円（再計算によ る場合にあっては、 18万3,000円）</u>  <u>(4) 申請又は通知に 係る床面積の合計が 1万平方メートルを 超え 5万平方メート ル以下の場合 37万 円（再計算による場 合にあっては、22万 7,000円）</u>  <u>(5) 申請又は通知に 係る床面積の合計が 5万平方メートルを 超える場合 66万 8,000円（再計算によ る場合にあっては、 37万5,000円）</u></p>

改正後			改正前		
に係る同法第6条 第1項の規定によ る確認の申請又は 同法第18条第2項 の規定による計画 の通知に対する審 査	当該認定の変更認定 を受けた建築物に関 する確認申請等手数 料	けた全体計画の変更を して建築物を増築し、 又は改築する場合を除 く。）にあっては当該 増築又は改築に係る部 分の床面積、認定を受 けた全体計画の変更を して建築物を増築し、 又は改築する場合にあ っては当該全体計画の 変更に係る部分の床面 積の2分の1（床面積 の増加する部分にあ っては、当該増加する 部分の床面積）に相当す る面積、建築物の大規 模の修繕又は大規模の 模様替をする場合（認 定を受けた全体計画の 変更をして建築物の大 規模の修繕又は大規模 の模様替をする場合を 除く。）にあっては当 該修繕又は模様替に係 る部分の床面積の2分 の1に相当する面積、 認定を受けた全体計画 の変更をして建築物の	に係る同法第6条 第1項の規定によ る確認の申請又は 同法第18条第2項 の規定による計画 の通知に対する審 査	当該認定の変更認定 を受けた建築物に関 する確認申請等手数 料	けた全体計画の変更を して建築物を増築し、 又は改築する場合を除 く。）にあっては当該 増築又は改築に係る部 分の床面積、認定を受 けた全体計画の変更を して建築物を増築し、 又は改築する場合にあ っては当該全体計画の 変更に係る部分の床面 積の2分の1（床面積 の増加する部分にあ っては、当該増加する 部分の床面積）に相当す る面積、建築物の大規 模の修繕又は大規模の 模様替をする場合（認 定を受けた全体計画の 変更をして建築物の大 規模の修繕又は大規模 の模様替をする場合を 除く。）にあっては当 該修繕又は模様替に係 る部分の床面積の2分 の1に相当する面積、 認定を受けた全体計画 の変更をして建築物の

改正後		改正前		
		<p>大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合にあっては当該全体計画の変更に係る部分の床面積の2分の1に相当する面積。以下この項において同じ。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 申請又は通知に係る床面積の合計が30平方メートル以下の場合 4,000円</p> <p>(2) 申請又は通知に係る床面積の合計が30平方メートルを超えて100平方メートル以下の場合 7,000円</p> <p>(3) 申請又は通知に係る床面積の合計が100平方メートルを超えて200平方メートル以下の場合 1万1,000円</p> <p>(4) 申請又は通知に係る床面積の合計が200平方メートルを超えて500平方メートル以</p>		<p>大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合にあっては当該全体計画の変更に係る部分の床面積の2分の1に相当する面積。以下1_において同じ。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 申請又は通知に係る床面積の合計が30平方メートル以下の場合 4,000円</p> <p>(2) 申請又は通知に係る床面積の合計が30平方メートルを超えて100平方メートル以下の場合 7,000円</p> <p>(3) 申請又は通知に係る床面積の合計が100平方メートルを超えて200平方メートル以下の場合 1万1,000円</p> <p>(4) 申請又は通知に係る床面積の合計が200平方メートルを超えて500平方メートル以</p>

改正後		改正前		
		<p>下の場合 1万4,000円</p> <p>(5) 申請又は通知に係る床面積の合計が500平方メートルを超えて1,000平方メートル以下の場合 2万4,000円</p> <p>(6) 申請又は通知に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以下の場合 3万4,000円</p> <p>(7) 申請又は通知に係る床面積の合計が2,000平方メートルを超えて1万平方メートル以下の場合 10万円</p> <p>(8) 申請又は通知に係る床面積の合計が1万平方メートルを超えて5万平方メートル以下の場合 16万円</p> <p>(9) 申請又は通知に係る床面積の合計が</p>	<p>下の場合 1万4,000円</p> <p>(5) 申請又は通知に係る床面積の合計が500平方メートルを超えて1,000平方メートル以下の場合 2万4,000円</p> <p>(6) 申請又は通知に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以下の場合 3万4,000円</p> <p>(7) 申請又は通知に係る床面積の合計が2,000平方メートルを超えて1万平方メートル以下の場合 10万円</p> <p>(8) 申請又は通知に係る床面積の合計が1万平方メートルを超えて5万平方メートル以下の場合 16万円</p> <p>(9) 申請又は通知に係る床面積の合計が</p>	

改正後			改正前		
		5万平方メートルを超える場合 31万円			5万平方メートルを超える場合 31万円 2 申請又は通知に係る建築物の計画が建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準に適合するかどうかを審査するものであるときは、1の規定にかかわらず、1に規定する金額に、当該基準に従った概算計算1件につき、8の項の右欄2に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項の右欄2に定める額を加算した額
路	路	路	路	路	路
10 建築基準法第7条第1項の規定による申請（建築設備に係る部分を除く。12の項において同じ。）又は同法第18条第16項の規定による通知（建築設備に係る	建築物に関する完了検査申請等手数料	(1) 申請又は通知に係る床面積の合計（建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし	10 建築基準法第7条第1項の規定による申請（建築設備に係る部分を除く。12の項において同じ。）又は同法第18条第14項の規定による通知（建築設備に係る	建築物に関する完了検査申請等手数料	(1) 申請又は通知に係る床面積の合計（建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし

改正後			改正前		
部分を除く。12の項において同じ。）に対する検査		た場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1に相当する面積。以下この項及び12の項において同じ。）が30平方メートル以下の場合 1万4,000円 (2) 申請又は通知に係る床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下の場合 1万8,000円 (3) 申請又は通知に係る床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下の場合 2万3,000円 (4) 申請又は通知に係る床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下の場合 3万2,000円 (5) 申請又は通知に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の場合 5万3,000円	部分を除く。12の項において同じ。）に対する検査		た場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1に相当する面積。以下この項及び12の項において同じ。）が30平方メートル以下の場合 1万4,000円 (2) 申請又は通知に係る床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下の場合 1万8,000円 (3) 申請又は通知に係る床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下の場合 2万3,000円 (4) 申請又は通知に係る床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下の場合 3万2,000円 (5) 申請又は通知に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の場合 5万3,000円
路	路	路	路	路	路



改正後			改正前		
		方メートルを超える場合 3万1,000円 (5) 申請又は通知に係る床面積の合計が500平方メートルを超える場合 5万1,000円 (6) 申請又は通知に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超える場合 6万9,000円 (7) 申請又は通知に係る床面積の合計が2,000平方メートルを超える場合 16万円 (8) 申請又は通知に係る床面積の合計が1万平方メートルを超える場合 26万円 (9) 申請又は通知に係る床面積の合計が5万平方メートルを超える場合 50万円			方メートルを超える場合 3万1,000円 (5) 申請又は通知に係る床面積の合計が500平方メートルを超える場合 5万1,000円 (6) 申請又は通知に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超える場合 6万9,000円 (7) 申請又は通知に係る床面積の合計が2,000平方メートルを超える場合 16万円 (8) 申請又は通知に係る床面積の合計が1万平方メートルを超える場合 26万円 (9) 申請又は通知に係る床面積の合計が5万平方メートルを超える場合 50万円
13 建築基準法第7建築物に関する中間	(1) 申請又は通知に係る床面積の合計が30平方メートル以下の場合 1万4,000円	(2) 申請又は通知に係る床面積の合計が30平方メートルを超える場合 1万6,000円	13 建築基準法第7建築物に関する中間	(1) 申請又は通知に係る床面積の合計が30平方メートル以下の場合 1万4,000円	(2) 申請又は通知に係る床面積の合計が30平方メートルを超える場合 1万6,000円

改正後			改正前		
条の3第1項の規定による申請又は同法第18条第19項の規定による通知に対する検査	検査申請等手数料	る床面積の合計が30平方メートル以下の場合 1万4,000円 (2) 申請又は通知に係る床面積の合計が30平方メートルを超える場合 1万6,000円 (3) 申請又は通知に係る床面積の合計が100平方メートルを超える場合 2万1,000円 (4) 申請又は通知に係る床面積の合計が200平方メートルを超える場合 2万9,000円 (5) 申請又は通知に係る床面積の合計が500平方メートルを超える場合 4万6,000円 (6) 申請又は通知に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超える場合 6万1,000円	条の3第1項の規定による申請又は同法第18条第17項の規定による通知に対する検査	検査申請等手数料	る床面積の合計が30平方メートル以下の場合 1万4,000円 (2) 申請又は通知に係る床面積の合計が30平方メートルを超える場合 1万6,000円 (3) 申請又は通知に係る床面積の合計が100平方メートルを超える場合 2万1,000円 (4) 申請又は通知に係る床面積の合計が200平方メートルを超える場合 2万9,000円 (5) 申請又は通知に係る床面積の合計が500平方メートルを超える場合 4万6,000円 (6) 申請又は通知に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超える場合 6万1,000円

改正後			改正前		
		<p>(7) 申請又は通知に係る床面積の合計が2,000平方メートルを超える場合 14万円</p> <p>(8) 申請又は通知に係る床面積の合計が1万平方メートルを超える5万平方メートル以下の場合 21万円</p> <p>(9) 申請又は通知に係る床面積の合計が5万平方メートルを超える場合 41万円</p>			<p>(7) 申請又は通知に係る床面積の合計が2,000平方メートルを超える1万平方メートル以下の場合 14万円</p> <p>(8) 申請又は通知に係る床面積の合計が1万平方メートルを超える5万平方メートル以下の場合 21万円</p> <p>(9) 申請又は通知に係る床面積の合計が5万平方メートルを超える場合 41万円</p>
14 建築基準法第7条の6第1項第1号又は第18条第24項第1号（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項においてこれらを適用する場合を含む。）の規定に基づく認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前ににおける建築物等の仮使用認定申請手数料	12万円	14 建築基準法第7条の6第1項第1号（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項においてこれらを適用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の承認の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前ににおける建築物等の仮使用承認申請手数料	12万円
落	落	落	落	落	落

改正後			改正前		
65の11 削除			65の11 落ち者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査（当該申請に併せて同条第4項の規定に基づく申出があったもので、建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準（同条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。65の12の項において同じ。）に適合するかどうかの検査計算を要するものに限る。）	特定建築物計画認定申請手数料	申請に係る特定建築物の計画が建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準（同条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。65の12の項において同じ。）に適合するかどうかの検査計算1件につき、次に掲げる申請又は通知に係る床面積（検査計算が行われた部分に限る。以下この項において同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
			<p>(1) 申請又は通知に係る床面積の合計が1,000平方メートル以下の場合 20万2,000円（再計算（建築基準法第20条</p>		

改正後			改正前		
					<p>第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った総造計算で、同条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによるもの（当該総造計算に係る記録が、電磁的記録で提出された場合に限る。）をいう。以下この項において同じ。）による場合にあっては、14万7,000円）</p> <p>(2) 申請又は通知に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超える2,000平方メートル以下の場合 26万6,000円（再計算による場合にあっては、18万円）</p> <p>(3) 申請又は通知に係る床面積の合計が2,000平方メートルを超える1万平方メートル以下の場合は 30万2,000円（再計算による場合にあっては、19万6,000円）</p> <p>(4) 申請又は通知に係</p>

改正後			改正前		
65の12 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号） 第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	<p>1 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び65の13の項において同じ。） 4万8,000円（市長が別に定める者が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号及び第6号を除く。）に掲</p>	65の12 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号） 第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	<p>る床面積の合計が1万平方メートルを超える5万平方メートル以下の場合は 39万8,000円（再計算による場合にあっては、24万5,000円）</p> <p>(5) 申請又は通知に係る床面積の合計が5万平方メートルを超える場合は 72万円（再計算による場合にあっては、40万3,000円）</p>

改正後			改正前		
		<p>げる基準に適合していることを証明する書類（以下この項において「適合証」という。）の提出がある場合にあっては<u>7,000円</u>、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の評価書（設計された住宅に係るものに限る。以下この項において「設計住宅性能評価書」という。）の写しの提出がある場合にあっては<u>1万7,000円</u>）</p> <p>(2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。65の13の項において同じ。）次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>			<p>げる基準に適合していることを証明する書類（以下この項において「適合証」という。）の提出がある場合にあっては<u>7,000円</u></p> <p>_____</p> <p>(2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。65の13の項において同じ。）次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>

改正後			改正前		
		<p>ア 床面積の合計が500平方メートル以内のもの 11万2,000円（適合証の提出がある場合にあっては<u>1万3,000円</u>、設計住宅性能評価書の写しの提出がある場合にあっては<u>6万1,000円</u>）</p> <p>イ 床面積の合計が500平方メートルを超えるもの 17万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては<u>2万3,000円</u>、設計住宅性能評価書の写しの提出がある場合にあっては<u>9万7,000円</u>）</p> <p>ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの 35万2,000円（適</p>			<p>ア 床面積の合計が500平方メートル以内のもの 11万2,000円（適合証の提出がある場合にあっては<u>1万3,000円</u>）</p> <p>_____</p> <p>イ 床面積の合計が500平方メートルを超えるもの 17万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては<u>2万3,000円</u>）</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの 35万2,000円（適</p>

改正後			改正前		
		<p>合証の提出がある場合にあっては<u>3万3,000円</u>、設計住宅性能評価書の写しの提出がある場合にあっては<u>18万1,000円</u>)</p> <p>ニ 床面積の合計が2,500平方メートルを超えるもの63万円(適合証の提出がある場合にあっては<u>6万1,000円</u>、設計住宅性能評価書の写しの提出がある場合にあっては<u>30万9,000円</u>)</p> <p>オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの108万1,000円(適合証の提出がある場合にあっては<u>10万4,000円</u>、設計住宅性能評価書</p>			<p>合証の提出がある場合にあっては<u>3万3,000円</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>ニ 床面積の合計が2,500平方メートルを超えるもの63万円(適合証の提出がある場合にあっては<u>6万1,000円</u>)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの108万1,000円(適合証の提出がある場合にあっては<u>10万4,000円</u>)</p> <p>_____</p>

改正後			改正前		
		<p>の写しの提出がある場合にあっては<u>47万5,000円</u>)</p> <p>カ 床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの200万円(適合証の提出がある場合にあっては<u>17万1,000円</u>、設計住宅性能評価書の写しの提出がある場合にあっては<u>86万4,000円</u>)</p> <p>キ 床面積の合計が2万平方メートルを超えるもの285万6,000円(適合証の提出がある場合にあっては<u>21万円</u>、設計住宅性能評価書の写しの提出がある場合にあっては<u>117万7,000円</u>)</p> <p>ク 床面積の合計が</p>			<p>_____</p> <p>_____</p> <p>カ 床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの200万円(適合証の提出がある場合にあっては<u>17万1,000円</u>)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>キ 床面積の合計が2万平方メートルを超えるもの285万6,000円(適合証の提出がある場合にあっては<u>21万円</u>)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>ク 床面積の合計が</p>

改正後		改正前		
		<p>3万平方メートル を超えるもの 349 万9,000円（適合証 の提出がある場合 にあっては22万 4,000円。段階住宅 性能評価書の写し の提出がある場合 にあっては 142万 4,000円）</p> <p>2 長期優良住宅の普及 の促進に関する法律第 6条第2項の規定に基 づき建築基準関係規定 に適合するかどうかの 審査を受けるよう申し 出る場合にあっては、 1の規定にかかわら ず、1に規定する金額 に、次に掲げる部分の 区分に応じ、それぞれ 次に定める額を加算し た額</p> <p>(1) 建築物に係る部 分 <u>8の項の右欄</u> に掲げる申請又は通 知に係る床面積の合 計の区分に応じ、そ</p>		<p>3万平方メートル を超えるもの 349 万9,000円（適合証 の提出がある場合 にあっては, 22万 4,000円 _____ _____ _____ _____)</p> <p>2 長期優良住宅の普及 の促進に関する法律第 6条第2項の規定に基 づき建築基準関係規定 に適合するかどうかの 審査を受けるよう申し 出る場合にあっては, 1の規定にかかわら ず、1に規定する金額 に、次に掲げる部分の 区分に応じ、それぞれ 次に定める額を加算し た額</p> <p>(1) 建築物に係る部 分 <u>8の項の右欄1</u> に掲げる申請又は通 知に係る床面積の合 計の区分に応じ、そ</p>

改正後		改正前		
		<p>それぞれ<u>同項の右欄</u> に定める額 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____</p> <p>(2) 建築設備（建築 基準法第87条の2の 建築設備をいう。65 の13の項において同 じ。）及び工作物 (同法第88条第1項 及び第2項の政令で 指定するものをい う。65の13の項にお いて同じ。) に係る 部分 <u>9の項の右欄</u></p>		<p>それぞれ<u>同項の右欄1</u> に定める額（申請又 は通知に係る建築物 の計画が建築基準法 第20条第2号又は第 3号に定める基準に 適合するかどうかを 審査するものである ときは、当該基準に 従った概算計算1件 につき、65の11の項 右欄に掲げる申請又 は通知に係る床面積 の合計の区分に応 じ、それぞれ<u>同項の</u> <u>右欄に定める額を加 算した額</u>）</p> <p>(2) 建築設備（建築 基準法第87条の2の 建築設備をいう。65 の13の項において同 じ。）及び工作物 (同法第88条第1項 及び第2項の政令で 指定するものをい う。65の13の項にお いて同じ。) に係る 部分 <u>9の項の右欄</u></p>

改正後			改正前		
		に定める額			に定める額
65の13 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	<p>1 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 65の12の項の右欄1の(1)に定める額</p> <p>(2) 共同住宅等 65の12の項の右欄1の(2)に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計 (8の項の右欄1の規定により算定した面積) の区分に応じ、それぞれ<u>65の12の項の右欄1の(2)</u>に定める額</p> <p>2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合は、1の規定にかかわらず、1に規定する金額に、次に掲</p>	65の13 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	<p>1 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 65の12の項の右欄1の(1)に定める額</p> <p>(2) 共同住宅等 65の12の項の右欄1の(2)に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計 (8の項の右欄1の規定により算定した面積) の区分に応じ、それぞれ同項の右欄1の(2)に定める額</p> <p>2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合は、1の規定にかかわらず、1に規定する金額に、次に掲</p>

改正後			改正前		
		に定める額			に定める額
		<p>げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額</p> <p>(1) 建築物に係る部分 65の12の項の右欄2の(1)に定める額</p> <p>(2) 建築設備及び工作物に係る部分 9の項の右欄に定める額</p>			<p>げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額</p> <p>(1) 建築物に係る部分 65の12の項の右欄2の(1)に定める額</p> <p>(2) 建築設備及び工作物に係る部分 9の項の右欄に定める額</p>
65の14 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第10条第3項の規定に基づく集約都市開発事業計画に係る建築基準関係規定適合性審査手数料	集約都市開発事業計画に係る建築基準関係規定適合性審査手数料	<p>次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 建築物に係る部分 8の項の右欄に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項の右欄に定める額</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	65の14 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第10条第3項の規定に基づく集約都市開発事業計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査	集約都市開発事業計画に係る建築基準関係規定適合性審査手数料	<p>次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 建築物に係る部分 8の項の右欄に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項の右欄に定める額</p> <p>(申請又は通知に係る建築物の計画が建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準（同条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準）に従った構造計算で、同条第2号イに規</p>

改正後			改正前		
			定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。以下この項及び66の15の項において同じ。)に適合するかどうかを審査するものであるときは、当該基準に従った鋳造計算1件につき、次に掲げる申請又は通知に係る床面積(鋳造計算が行われた部分に限る。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額) ア 1,000平方メートル以内のもの 20万 2,000円(再計算(建築基準法第20条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った鋳造計算で、同条第2号イ又は第		

改正後			改正前		
			3号イに規定するプログラムによるもの(鋳造計算に係る記録が、電磁的記録で提出された場合に限る。)をいう。以下この項において同じ。)による場合にあっては、14万7,000円) イ 1,000平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの 26万6,000円(再計算による場合にあっては、18万円) ウ 2,000平方メートルを超える1万平方メートル以内のもの 30万2,000円(再計算による場合にあっては、19万6,000円) エ 1万平方メートルを超える5万平方メートル以内のもの 39万8,000円(再計算による場合にあっては、24万5,000円)		

改正後			改正前		
		<p>(2) 建築設備（建築基準法第87条の2の建築設備をいう。65の15の項において同じ。）及び工作物（同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の15の項において同じ。）に係る部分9の項又は9の2の項の右欄に定める額</p>			<p>オ 5万平方メートルを超えるもの 72万円（再計算による場合にあっては、40万3,000円）  (2) 建築設備（建築基準法第87条の2の建築設備をいう。65の15の項において同じ。）及び工作物（同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の15の項において同じ。）に係る部分9の項又は9の2の項の右欄に定める額</p>
65の15 都市の低炭素化の促進に関する法律第11条第2項において準用する同法第10条第3項の規定に基づく集約都市開発事業計画の変更が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査	集約都市開発事業計画の変更に係る建築基準関係規定適合性審査手数料	<p>次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額  (1) 建築物に係る部分8の項の右欄に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項の右欄に定める額</p>	65の15 都市の低炭素化の促進に関する法律第11条第2項において準用する同法第10条第3項の規定に基づく集約都市開発事業計画の変更が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査	集約都市開発事業計画の変更に係る建築基準関係規定適合性審査手数料	<p>次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額  (1) 建築物に係る部分8の項の右欄1に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項の右欄1に定める額  （申請又は通知に係る建築物の計画が建築基準法第20条第2号又は</p>

改正後			改正前		
		<p>(2) 建築設備及び工作物に係る部分9の項又は9の2の項の右欄に定める額</p>			<p>第3号に定める基準に適合するかどうかを審査するものであるときは、当該基準に従った概算計算1件につき、床面積（概算計算が行われた部分に限る。）の合計の区分（65の14の項の右欄（1）アからオまでに掲げる区分をいう。）に応じ、それぞれ同欄（1）アからオまでに定める額を加算した額）  (2) 建築設備及び工作物に係る部分9の項又は9の2の項の右欄に定める額</p>
65の16 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	<p>認定申請1件につき、(1)に定める額（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額）</p>	65の16 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	<p>認定申請1件につき、(1)に定める額（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額）</p>

改正後			改正前		
		<p>(1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅 (人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び65の17の項において同じ。) 又は共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び65の17の項において同じ。)若しくは人の居住の用に供する部分を有する建築物(一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。以下この項及び65の17の項において「住宅・非住宅複合建築物」という。)の住戸</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 3万</p>			<p>(1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅 (人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び65の17の項において同じ。) 又は共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び65の17の項において同じ。)若しくは人の居住の用に供する部分を有する建築物(一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。以下この項及び65の17の項において「住宅・非住宅複合建築物」という。)の住戸</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 3万</p>

改正後			改正前		
		<p>5,000円(市長が別に定める者があらかじめ都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明する書類(以下この項において「適合証」という。)の提出がある場合にあっては、5,000円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超える400平方メートル以内のもの 7万円(適合証の提出がある場合にあっては、1万円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計が400平方メートルを超える800平方メートル以内のもの 9万7,000円(適合証の提出がある場合にあっては、1</p>			<p>5,000円(市長が別に定める者があらかじめ都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明する書類(以下この項において「適合証」という。)の提出がある場合にあっては、5,000円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超える400平方メートル以内のもの 7万円(適合証の提出がある場合にあっては、1万円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計が400平方メートルを超える800平方メートル以内のもの 9万7,000円(適合証の提出がある場合にあっては、1</p>

改正後			改正前		
		<p>万6,000円)</p> <p>(ニ) 床面積の合計 が800平方メートル を超えるもの 13万6,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、 2万7,000円)</p> <p>(オ) 床面積の合計 が2,000平方メートルを超え4,000平方メートル以内のもの 19万5,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、4万5,000円)</p> <p>(カ) 床面積の合計 が4,000平方メートルを超える8,000平方メートル以内のもの 27万8,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、8万円)</p> <p>(キ) 床面積の合計 が8,000平方メートルを超える1万6,000</p>			<p>万6,000円)</p> <p>(ニ) 床面積の合計 が800平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの 13万6,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、 2万7,000円)</p> <p>(オ) 床面積の合計 が2,000平方メートルを超える4,000平方メートル以内のもの 19万5,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、4万5,000円)</p> <p>(カ) 床面積の合計 が4,000平方メートルを超える8,000平方メートル以内のもの 27万8,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、8万円)</p> <p>(キ) 床面積の合計 が8,000平方メートルを超える1万6,000</p>

改正後			改正前		
		<p>平方メートル以内のもの 37万6,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、12万6,000円)</p> <p>(ク) 床面積の合計 が1万6,000平方メートルを超える2万4,000平方メートル以内のもの 49万3,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、15万8,000円)</p> <p>(ケ) 床面積の合計 が2万4,000平方メートルを超えるものの 57万9,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、16万9,000円)</p> <p>イ 共同住宅等の建築物全体 (認定申請が住戸及び建築物全体に係るものと含む。) (1)ア(ア)から(ケ)までに定め</p>			<p>平方メートル以内のもの 37万6,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、12万6,000円)</p> <p>(ク) 床面積の合計 が1万6,000平方メートルを超える2万4,000平方メートル以内のもの 49万3,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、15万8,000円)</p> <p>(ケ) 床面積の合計 が2万4,000平方メートルを超えるものの 57万9,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、16万9,000円)</p> <p>イ 共同住宅等の建築物全体 (認定申請が住戸及び建築物全体に係るものと含む。) (1)ア(ア)から(ケ)までに定め</p>

改正後		改正前
	<p>る額に、次に掲げる共同住宅等の共用部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下この項及び65の17の項において同じ。）の床面積（(1)イ(ア)から(カ)までにおいて「床面積」という。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 10万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万円）</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p>	<p>る額に、次に掲げる共同住宅等の共用部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下この項及び65の17の項において同じ。）の床面積（(1)イ(ア)から(カ)までにおいて「床面積」という。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 10万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万円）</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p>

改正後		改正前
	<p>17万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては、2万7,000円）</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの 27万7,000円 （適合証の提出がある場合にあっては、8万円）</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 35万6,000円 （適合証の提出がある場合にあっては、12万6,000円）</p> <p>(オ) 床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの 42万5,000円（適合証の提出がある場合にあっては、15万8,000</p>	<p>17万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては、2万7,000円）</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの 27万7,000円 （適合証の提出がある場合にあっては、8万円）</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 35万6,000円 （適合証の提出がある場合にあっては、12万6,000円）</p> <p>(オ) 床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの 42万5,000円（適合証の提出がある場合にあっては、15万8,000</p>

改正後			改正前		
		<p>円)</p> <p>(カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるものの49万5,000円(適合証の提出がある場合にあっては、19万8,000円)</p> <p>ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物(エに掲げる建築物を除く。)</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの23万9,000円(適合証の提出がある場合にあっては、1万円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの38万円(適合証の提出がある場合にあっては、2万7,000円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計</p>			<p>円)</p> <p>(カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるものの49万5,000円(適合証の提出がある場合にあっては、19万8,000円)</p> <p>ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物(エに掲げる建築物を除く。)</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの23万9,000円(適合証の提出がある場合にあっては、1万円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの38万円(適合証の提出がある場合にあっては、2万7,000円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計</p>

改正後			改正前		
		<p>が2,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内のものの54万円(適合証の提出がある場合にあっては、8万円)</p> <p>(ニ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの66万2,000円(適合証の提出がある場合にあっては、12万6,000円)</p> <p>(オ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの78万円(適合証の提出がある場合にあっては、15万8,000円)</p> <p>(カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるものの89万円(適合証の提出がある場</p>			<p>が2,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内のものの54万円(適合証の提出がある場合にあっては、8万円)</p> <p>(ニ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの66万2,000円(適合証の提出がある場合にあっては、12万6,000円)</p> <p>(オ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの78万円(適合証の提出がある場合にあっては、15万8,000円)</p> <p>(カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるものの89万円(適合証の提出がある場</p>

改正後			改正前		
		<p>合にあつては、19万8,000円)</p> <p>ニ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、倉庫、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 10万9,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、1万円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 17万9,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、2万7,000円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計</p>			<p>合にあつては、19万8,000円)</p> <p>ニ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、倉庫、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 10万9,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、1万円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 17万9,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、2万7,000円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計</p>

改正後			改正前		
		<p>が2,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内のもの 27万7,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、8万円)</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超える1万平方メートル以内のもの 35万6,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、12万6,000円)</p> <p>(オ) 床面積の合計が1万平方メートルを超える2万5,000平方メートル以内のもの 42万5,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、15万8,000円)</p> <p>(カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるものの 49万5,000円</p>			<p>が2,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内のもの 27万7,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、8万円)</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超える1万平方メートル以内のもの 35万6,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、12万6,000円)</p> <p>(オ) 床面積の合計が1万平方メートルを超える2万5,000平方メートル以内のもの 42万5,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、15万8,000円)</p> <p>(カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるものの 49万5,000円</p>

改正後			改正前		
		<p>(適合証の提出がある場合にあっては、19万8,000円)</p> <p>オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体 (認定申請が住戸及び建築物全体に係るものと含む。) (1)ア(ア)から(ケ)まで及び(1)イ(ア)から(カ)までに定める額を合算した額に、(1)ウ(ア)から(カ)まで(住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が専ら工場、倉庫、自動車駐車場、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する部分として市長が認める部分(以下この項及び65の17の項において「工場等専用部分」という。)である場合にあっては、(1)</p>			<p>(適合証の提出がある場合にあっては、19万8,000円)</p> <p>オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体 (認定申請が住戸及び建築物全体に係るものと含む。) (1)ア(ア)から(ケ)まで及び(1)イ(ア)から(カ)までに定める額を合算した額に、(1)ウ(ア)から(カ)まで(住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が専ら工場、倉庫、自動車駐車場、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する部分として市長が認める部分(以下この項及び65の17の項において「工場等専用部分」という。)である場合にあっては、(1)</p>

改正後			改正前		
		<p>エ(ア)から(カ)までに掲げる住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ウ(ア)から(カ)まで(住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあっては、(1)エ(ア)から(カ)までに定める額を加算した額</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 <u>8の項の右欄</u>に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ<u>同項の右欄</u>に定める額</p> <hr/> <hr/>			<p>エ(ア)から(カ)までに掲げる住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ウ(ア)から(カ)まで(住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあっては、(1)エ(ア)から(カ)までに定める額を加算した額</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 <u>8の項の右欄</u>に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ<u>同項の右欄</u>に定める額(申請又は通知に係る建築物の計画が建築基準法第</p>

改正後			改正前		
					<p><u>20条第2号又は第3号に定める基準(同条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによるものにによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。</u></p> <p><u>以下この項及び65の17の項において同じ。)に適合するかどうかを審査するものであるときは、当該基準に従った構造計算1件につき、次に掲げる申請又は通知に係る床面積(構造計算が行われた部分に限る。以下この項において同じ。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定</u></p>

改正後			改正前		
					<p><u>める額を加算した額</u>  <u>(ア) 1,000平方メートル以内のもの</u>  <u>20万2,000円(再計算(建築基準法第20条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによるもの(構造計算に係る記録が、電磁的記録で提出された場合に限る。))をいう。以下この項において同じ。)による場合にあっては、14万7,000円)</u>  <u>(イ) 1,000平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの</u>  <u>26万6,000円(再計算による場合にあっては、18</u></p>

改正後			改正前		
		<p>イ 建築設備（建築基準法第87条の2の建築設備をいう。65の17の項において同じ。）及び工作物（同法第88条第1項及び第2項の政令で</p> <p>（ウ）2,000平方メートルを超える1万平方メートル以内のもの 30万2,000円 （再計算による場合は、19万6,000円） （エ）1万平方メートルを超える5万平方メートル以内のもの 39万8,000円 （再計算による場合は、24万5,000円） （オ）5万平方メートルを超えるもの 72万円（再計算による場合は、40万3,000円）</p> <p>イ 建築設備（建築基準法第87条の2の建築設備をいう。65の17の項において同じ。）及び工作物（同法第88条第1項及び第2項の政令で</p>			

改正後			改正前		
55の17 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手続き、(1)に定める額（都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額） (1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは住宅・非住宅複合建築物の住戸 65の16の項の右欄(1)ア(ア)から(ケ)までに定める床面積の合計（8の項の右欄1の	指定するものを行う。65の17の項において同じ。）に係る部分 9の項又は9の2の項の右欄に定める額	65の17 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手続き、(1)に定める額（都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額） (1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは住宅・非住宅複合建築物の住戸 65の16の項の右欄(1)ア(ア)から(ケ)までに定める床面積の合計（8の項の右欄1の	指定するものを行う。65の17の項において同じ。）に係る部分 9の項又は9の2の項の右欄に定める額

改正後			改正前		
		<p>規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄(1)ア(ア)から(ケ)までに定める額</p> <p>イ 共同住宅等の建築物全体(変更認定申請が住戸及び建築物全体に係るものと含む。) 65の16の項の右欄(1)ア(ア)から(ケ)まで及び同欄(1)イ(ア)から(カ)までに定める床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄(1)ア(ア)から(ケ)まで及び同欄(1)イ(ア)から(カ)までに定める額を合算した額</p> <p>ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物(エに掲げる建築物を除く。)</p>			<p>規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄(1)ア(ア)から(ケ)までに定める額</p> <p>イ 共同住宅等の建築物全体(変更認定申請が住戸及び建築物全体に係るものと含む。) 65の16の項の右欄(1)ア(ア)から(ケ)まで及び同欄(1)イ(ア)から(カ)までに定める床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄(1)ア(ア)から(ケ)まで及び同欄(1)イ(ア)から(カ)までに定める額を合算した額</p> <p>ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物(エに掲げる建築物を除く。)</p>

改正後			改正前		
		<p>65の16の項の右欄(1)ウ(ア)から(カ)までに定める床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄(1)ウ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、倉庫、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物 65の16の項の右欄(1)エ(ア)から(カ)までに定める床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄(1)エ(ア)から(カ)</p>			<p>65の16の項の右欄(1)ウ(ア)から(カ)までに定める床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄(1)ウ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、倉庫、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物 65の16の項の右欄(1)エ(ア)から(カ)までに定める床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄(1)エ(ア)から(カ)</p>

改正後			改正前		
		<p>までに定める額  オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体  (変更認定申請が住戸及び建築物全体に係るものと含む。)  65の16の項の右欄  (1)ア(ア)から(ケ)  まで、同欄(1)イ  (ア)から(カ)まで及  び同欄(1)ウ(ア)か  ら(カ)まで (住宅・  非住宅複合建築物の  住戸及び共用部分を  除いた部分が工場等  専用部分である場合  にあっては、同欄  (1)エ(ア)から(カ)  まで) に定める床面  積の合計 (8の項の  右欄の規定により  算定した面積) (65  の16の項の右欄(1)  ウ(ア)から(カ)まで  に定める床面積の合  計を算定する場合に  あっては、住宅・非  住宅複合建築物の住</p>			<p>までに定める額  オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体  (変更認定申請が住戸及び建築物全体に係るものと含む。)  65の16の項の右欄  (1)ア(ア)から(ケ)  まで、同欄(1)イ  (ア)から(カ)まで及  び同欄(1)ウ(ア)か  ら(カ)まで (住宅・  非住宅複合建築物の  住戸及び共用部分を  除いた部分が工場等  専用部分である場合  にあっては、同欄  (1)エ(ア)から(カ)  まで) に定める床面  積の合計 (8の項の  右欄の規定により  算定した面積) (65  の16の項の右欄(1)  ウ(ア)から(カ)まで  に定める床面積の合  計を算定する場合に  あっては、住宅・非  住宅複合建築物の住</p>

改正後			改正前		
		<p>戸及び共用部分を除  いた部分の床面積の  合計 (8の項の右欄  の規定により算定  した面積)) の区分に  応じ、それぞれ65の  16の項の右欄(1)ア  (ア)から(ケ)まで、  同欄(1)イ(ア)から  (カ)まで及び同欄  (1)ウ(ア)から(カ)  まで (住宅・非住宅  複合建築物の住戸及  び共用部分を除いた  部分が工場等専用部  分である場合にあつ  ては、同欄(1)エ  (ア)から(カ)まで)  に定める額を合算し  た額  (2) 次に掲げる部分の  区分に応じ、それぞ  れ次に定める額  ア 建築物に係る部分  8の項の右欄に  掲げる申請又は通知  に係る床面積の合計  の区分に応じ、それ</p>			<p>戸及び共用部分を除  いた部分の床面積の  合計 (8の項の右欄  の規定により算定  した面積)) の区分に  応じ、それぞれ65の  16の項の右欄(1)ア  (ア)から(ケ)まで、  同欄(1)イ(ア)から  (カ)まで及び同欄  (1)ウ(ア)から(カ)  まで (住宅・非住宅  複合建築物の住戸及  び共用部分を除いた  部分が工場等専用部  分である場合にあつ  ては、同欄(1)エ  (ア)から(カ)まで)  に定める額を合算し  た額  (2) 次に掲げる部分の  区分に応じ、それぞ  れ次に定める額  ア 建築物に係る部分  8の項の右欄に  掲げる申請又は通知  に係る床面積の合計  の区分に応じ、それ</p>

改正後			改正前		
		<p>それ同項の右欄に定める額</p> <hr/> <p>イ 建築設備及び工作物に係る部分 9の項又は9の2の項の右欄に定める額</p>			<p>それ同項の右欄1に定める額(申請又は通知に係る建築物の計画が建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準に適合するかどうかを審査するものであるときは、当該基準に従った構造計算1件につき、床面積(構造計算が行われた部分に限る。)の合計の区分(65の16の項の右欄(2)ア(ア)から(オ)までに掲げる区分をいう。)に応じ、それぞれ同欄(2)ア(ア)から(オ)までに定める額を加算した額)</p> <p>イ 建築設備及び工作物に係る部分 9の項又は9の2の項の右欄に定める額</p>
路	路	路	路	路	路

議案第 19 号

盛岡市財政調整基金条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

基金に属する山林の一部を売却したことに伴う規定の整理をしようとするものである。

2 改正の内容

基金に属する財産の一部を次のように改める。

改正前		改正後	
所在	面積（ヘクタール）	所在	面積（ヘクタール）
盛岡市浅岸字大志田川 54番1 の内	119.18	盛岡市浅岸字大志田川 54番1 の内及び54番6	117.97

3 施行期日

公布の日

4 その他

(1) 米内発電所外山ダム貯水池の管理用道路として売却した用地

所在地 盛岡市浅岸字大志田川54番5 (盛岡市浅岸字大志田川54番1 の内から分筆)

地目 山林

数量 1.21ha

(2) (1) の用地が分筆されたことにより新たに地番が付された土地

所在地 盛岡市浅岸字大志田川54番6 (盛岡市浅岸字大志田川54番1 の内から分筆)

地目 山林

数量 1.26ha

(3) 売却により発生した山林の売却代金は、全額を財政調整基金に繰り入れる。

盛岡市財政調整基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市財政調整基金条例 昭和40年3月29日条例第21号 改正略 <u>平成27年3月 日条例第 1号</u></p> <p>盛岡市財政調整基金条例 (設置)</p> <p>第1条 災害の応急対策その他必要と認められる事業等に要する経費の財源に充てるため、財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。 (財産の種類)</p> <p>第2条 基金に属する財産は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 山林</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 別表第1に掲げる土地及びその上にある立木</li> <li>ロ 別表第2に掲げる土地（その上にある立木を除く。）</li> <li>ハ 別表第3に掲げる土地の上にある立木</li> </ul> <p>ニ 別表第4に掲げる土地について市行造林契約に基づいて取得した権利及びその権利の目的たる土地の上にある立木</p> <p>(2) 山林の売却代金（市行造林契約に基づいて土地所有者に交付すべき交付金を除く。）、積立金、基金に組入した現金及びそれらの運用により取得した有価証券</p> <p>(積立て)</p> <p>第3条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。 (管理)</p> <p>第4条 市長は、山林を常に良好な状態で管理し、かつ、最も効率的に經營することに努めなければならない。</p> <p>2 基金に属する現金は、金融機関への預金によって保管しなければならない。</p> <p>3 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代替え</p>	<p>○盛岡市財政調整基金条例 昭和40年3月29日条例第21号 改正略</p> <p>盛岡市財政調整基金条例 (設置)</p> <p>第1条 災害の応急対策その他必要と認められる事業等に要する経費の財源に充てるため、財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。 (財産の種類)</p> <p>第2条 基金に属する財産は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 山林</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 別表第1に掲げる土地及びその上にある立木</li> <li>ロ 別表第2に掲げる土地（その上にある立木を除く。）</li> <li>ハ 別表第3に掲げる土地の上にある立木</li> </ul> <p>ニ 别表第4に掲げる土地について市行造林契約に基づいて取得した権利及びその権利の目的たる土地の上にある立木</p> <p>(2) 山林の売却代金（市行造林契約に基づいて土地所有者に交付すべき交付金を除く。）、積立金、基金に組入した現金及びそれらの運用により取得した有価証券</p> <p>(積立て)</p> <p>第3条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。 (管理)</p> <p>第4条 市長は、山林を常に良好な状態で管理し、かつ、最も効率的に經營することに努めなければならない。</p> <p>2 基金に属する現金は、金融機関への預金によって保管しなければならない。</p> <p>3 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代替え</p>

改正後	改正前																																								
ことができる。 (運用益金の処理)	ことができる。 (運用益金の処理)																																								
第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に組入するものとする。 (総括運用)	第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に組入するものとする。 (総括運用)																																								
第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な換戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に換り替えて運用することができる。 (委任)	第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な換戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に換り替えて運用することができる。 (委任)																																								
第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。 <u>附 則 略</u> <u>附 則 (平成27年条例第 1号)</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。 <u>附 則 略</u>																																								
別表第1 (第2条関係)	別表第1 (第2条関係)																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所在</th> <th style="text-align: center;">面積 (ヘクタール)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>盛岡市新庄字貝田75番2</td><td style="text-align: center;">123.06</td></tr> <tr><td>盛岡市浅岸字大志田川54番1の内及び54番6</td><td style="text-align: center;">117.97</td></tr> <tr><td>盛岡市上米内字畠1番の5</td><td style="text-align: center;">19.74</td></tr> <tr><td>盛岡市根田茂第7地割71番2, 71番3, 71番4, 71番5, 71番6, 71番14, 71番19及び71番20</td><td style="text-align: center;">45.03</td></tr> <tr><td>盛岡市根田茂第8地割76番1</td><td style="text-align: center;">53.64</td></tr> <tr><td>盛岡市根田茂第8地割62番1</td><td style="text-align: center;">11.22</td></tr> <tr><td>盛岡市築川第7地割3番3</td><td style="text-align: center;">92.95</td></tr> <tr><td>盛岡市砂子沢第1地割1番1</td><td style="text-align: center;">22.52</td></tr> <tr><td>盛岡市川目第15地割1番13の内、1番16, 1番28, 1番34, 3番3, 3番8, 3番9, 3番10, 3番11, 3番14及び36番2</td><td style="text-align: center;">32.06</td></tr> </tbody> </table>	所在	面積 (ヘクタール)	盛岡市新庄字貝田75番2	123.06	盛岡市浅岸字大志田川54番1の内及び54番6	117.97	盛岡市上米内字畠1番の5	19.74	盛岡市根田茂第7地割71番2, 71番3, 71番4, 71番5, 71番6, 71番14, 71番19及び71番20	45.03	盛岡市根田茂第8地割76番1	53.64	盛岡市根田茂第8地割62番1	11.22	盛岡市築川第7地割3番3	92.95	盛岡市砂子沢第1地割1番1	22.52	盛岡市川目第15地割1番13の内、1番16, 1番28, 1番34, 3番3, 3番8, 3番9, 3番10, 3番11, 3番14及び36番2	32.06	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所在</th> <th style="text-align: center;">面積 (ヘクタール)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>盛岡市新庄字貝田75番2</td><td style="text-align: center;">123.06</td></tr> <tr><td>盛岡市浅岸字大志田川54番1の内</td><td style="text-align: center;">119.18</td></tr> <tr><td>盛岡市上米内字畠1番の5</td><td style="text-align: center;">19.74</td></tr> <tr><td>盛岡市根田茂第7地割71番2, 71番3, 71番4, 71番5, 71番6, 71番14, 71番19及び71番20</td><td style="text-align: center;">45.03</td></tr> <tr><td>盛岡市根田茂第8地割76番1</td><td style="text-align: center;">53.64</td></tr> <tr><td>盛岡市根田茂第8地割62番1</td><td style="text-align: center;">11.22</td></tr> <tr><td>盛岡市築川第7地割3番3</td><td style="text-align: center;">92.95</td></tr> <tr><td>盛岡市砂子沢第1地割1番1</td><td style="text-align: center;">22.52</td></tr> <tr><td>盛岡市川目第15地割1番13の内、1番16, 1番28, 1番34, 3番3, 3番8, 3番9, 3番10, 3番11, 3番14及び36番2</td><td style="text-align: center;">32.06</td></tr> </tbody> </table>	所在	面積 (ヘクタール)	盛岡市新庄字貝田75番2	123.06	盛岡市浅岸字大志田川54番1の内	119.18	盛岡市上米内字畠1番の5	19.74	盛岡市根田茂第7地割71番2, 71番3, 71番4, 71番5, 71番6, 71番14, 71番19及び71番20	45.03	盛岡市根田茂第8地割76番1	53.64	盛岡市根田茂第8地割62番1	11.22	盛岡市築川第7地割3番3	92.95	盛岡市砂子沢第1地割1番1	22.52	盛岡市川目第15地割1番13の内、1番16, 1番28, 1番34, 3番3, 3番8, 3番9, 3番10, 3番11, 3番14及び36番2	32.06
所在	面積 (ヘクタール)																																								
盛岡市新庄字貝田75番2	123.06																																								
盛岡市浅岸字大志田川54番1の内及び54番6	117.97																																								
盛岡市上米内字畠1番の5	19.74																																								
盛岡市根田茂第7地割71番2, 71番3, 71番4, 71番5, 71番6, 71番14, 71番19及び71番20	45.03																																								
盛岡市根田茂第8地割76番1	53.64																																								
盛岡市根田茂第8地割62番1	11.22																																								
盛岡市築川第7地割3番3	92.95																																								
盛岡市砂子沢第1地割1番1	22.52																																								
盛岡市川目第15地割1番13の内、1番16, 1番28, 1番34, 3番3, 3番8, 3番9, 3番10, 3番11, 3番14及び36番2	32.06																																								
所在	面積 (ヘクタール)																																								
盛岡市新庄字貝田75番2	123.06																																								
盛岡市浅岸字大志田川54番1の内	119.18																																								
盛岡市上米内字畠1番の5	19.74																																								
盛岡市根田茂第7地割71番2, 71番3, 71番4, 71番5, 71番6, 71番14, 71番19及び71番20	45.03																																								
盛岡市根田茂第8地割76番1	53.64																																								
盛岡市根田茂第8地割62番1	11.22																																								
盛岡市築川第7地割3番3	92.95																																								
盛岡市砂子沢第1地割1番1	22.52																																								
盛岡市川目第15地割1番13の内、1番16, 1番28, 1番34, 3番3, 3番8, 3番9, 3番10, 3番11, 3番14及び36番2	32.06																																								

改正後		改正前	
の内		の内	
盛岡市川目第16地割145番1		盛岡市川目第16地割145番1	
盛岡市上堂四丁目49番の2及び49番の3	1.45	盛岡市上堂四丁目49番の2及び49番の3	1.45
盛岡市厨川一丁目289番1, 289番3及び289番15	0.29	盛岡市厨川一丁目289番1, 289番3及び289番15	0.29
盛岡市三ツ割字櫛石72番の4	2.15	盛岡市三ツ割字櫛石72番の4	2.15
盛岡市築川第7地割30番1	96.99	盛岡市築川第7地割30番1	96.99
盛岡市繁字水沢1番の2及び1番の3	49.28	盛岡市繁字水沢1番の2及び1番の3	49.28
盛岡市猪去細越15番の9の内	3.67	盛岡市猪去細越15番の9の内	3.67
盛岡市上田字岩脇14番の1	1.07	盛岡市上田字岩脇14番の1	1.07
盛岡市岩脇町14番の3		盛岡市岩脇町14番の3	
盛岡市玉山区川又字宇登3番1, 3番2及び3番4	12.12	盛岡市玉山区川又字宇登3番1, 3番2及び3番4	12.12
盛岡市玉山区萩川字大の平96番1及び96番5		盛岡市玉山区萩川字大の平96番1及び96番5	
盛岡市玉山区萩川字大の平31番1の内	43.14	盛岡市玉山区萩川字大の平31番1の内	43.14
別表第2(第2条関係)		別表第2(第2条関係)	
所在	面積(ヘクタール)	所在	面積(ヘクタール)
盛岡市新庄字貝田75番の5	6.22	盛岡市新庄字貝田75番の5	6.22
盛岡市猪去細越15番の9の内	14.13	盛岡市猪去細越15番の9の内	14.13
別表第3(第2条関係)		別表第3(第2条関係)	
所在	面積(ヘクタール)	所在	面積(ヘクタール)
盛岡市上田字北山14番の1	1.50	盛岡市上田字北山14番の1	1.50
別表第4(第2条関係)		別表第4(第2条関係)	
所在	面積(ヘクタール)	所在	面積(ヘクタール)
盛岡市新庄字中津川5番の2, 6番及び7番	42.89	盛岡市新庄字中津川5番の2, 6番及び7番	42.89
盛岡市新庄字中津川34番	128.66	盛岡市新庄字中津川34番	128.66
盛岡市新庄字貝田72番の1及び72番の2の内	67.03	盛岡市新庄字貝田72番の1及び72番の2の内	67.03

改正後		改正前	
盛岡市新庄字貝田75番の1内	5.22	盛岡市新庄字貝田75番の1内	5.22
盛岡市新庄字貝田75番の3	16.53	盛岡市新庄字貝田75番の3	16.53
盛岡市築川第2地割52番	27.17	盛岡市築川第2地割52番	27.17
盛岡市築川第6地割62番2	10.90	盛岡市築川第6地割62番2	10.90
盛岡市築川第7地割3番2の内	88.00	盛岡市築川第7地割3番2の内	88.00
盛岡市築川第7地割4番	67.92	盛岡市築川第7地割4番	67.92
盛岡市築川第4地割26番2	16.84	盛岡市築川第4地割26番2	16.84
盛岡市新庄字錢掛52番の2及び52番の3	37.63	盛岡市新庄字錢掛52番の2及び52番の3	37.63

議案第 20 号

盛岡広域都市計画盛岡駅前北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び盛岡市特別用途地区建築制限条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

建築基準法（昭和25年法律第 201号）の改正に伴い、既存の建築物に関して制限を緩和する建築行為として敷地内の移転を加えようとするものである。

2 一部改正を行う条例

- (1) 盛岡広域都市計画盛岡駅前北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和57年条例第 9号）
- (2) 盛岡市特別用途地区建築制限条例（平成 7 年条例第35号）

3 改正の内容

建築基準法の改正により、既存の建築物に関して建築基準法令の規定の適用を除外しない建築行為として移転が加えられたことに伴い、2(1) にあっては盛岡駅前北地区地区計画の区域内において、2(2) にあっては特別用途地区内において、同法の規定にかかわらず、既存の建築物の敷地内での移転について制限を緩和する。

4 施行期日

平成27年6月1日

【第1条】盛岡広域都市計画盛岡駅前北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡広域都市計画盛岡駅前北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 昭和57年3月24日条例第9号 改正 略 <u>平成27年3月 日条例第 1号</u> 盛岡広域都市計画盛岡駅前北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 第1条から第3条まで 略 (既存の建築物に対する制限の緩和) 第4条 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築について、次の各号に掲げる範囲内において増築若しくは改築をする場合、 <u>移転(基準時)</u> (法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き継ぎ前条第1項の規定(当該規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。)における敷地内におけるものに限る。)をする場合又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条第1項の規定は、適用しない。 (1) 増築又は改築に係る部分が増築又は改築後に自動車車庫等の用途に供するものであること。 (2) 増築前における自動車車庫等の用途に供しない部分の床面積の合計が基準時  における自動車車庫等の用途に供しない部分の床面積の合計を超えないものであるこ	○盛岡広域都市計画盛岡駅前北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 昭和57年3月24日条例第9号 改正 略 盛岡広域都市計画盛岡駅前北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 第1条から第3条まで 略 (既存の建築物に対する制限の緩和) 第4条 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築について、次の各号に掲げる範囲内において増築若しくは改築をする場合、 <u>移転(基準時)</u> (法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き継ぎ前条第1項の規定(当該規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。)における自動車車庫等の用途に供しない部分の床面積の合計を超えないものであるこ

改正後	改正前
と。 (3) 増築又は改築後における自動車車庫等の用途に供する部分の床面積の合計が増築又は改築後における当該建築物の床面積の合計の5分の1(改築の場合において、基準時における自動車車庫等の用途に供する部分の床面積の合計が基準時における当該建築物の床面積の合計の5分の1を超えているときは、基準時における自動車車庫等の用途に供する部分の床面積の合計)を超えないものであること。 第5条から第8条まで 略 附 則 略 <u>附 則(平成27年条例第 1号)</u> この条例は、平成27年6月1日から施行する。	と。 (3) 増築又は改築後における自動車車庫等の用途に供する部分の床面積の合計が増築又は改築後における当該建築物の床面積の合計の5分の1(改築の場合において、基準時における自動車車庫等の用途に供する部分の床面積の合計が基準時における当該建築物の床面積の合計の5分の1を超えているときは、基準時における自動車車庫等の用途に供する部分の床面積の合計)を超えないものであること。 第5条から第8条まで 略 附 則 略

【第2条】盛岡市特別用途地区建築制限条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市特別用途地区建築制限条例 平成7年9月29日条例第35号 改正 路 <u>平成27年3月 日条例第 号</u>	○盛岡市特別用途地区建築制限条例 平成7年9月29日条例第35号 改正 路
盛岡市特別用途地区建築制限条例 第1条から第3条まで 路 (既存の建築物に対する制限の緩和)	盛岡市特別用途地区建築制限条例 第1条から第3条まで 路 (既存の建築物に対する制限の緩和)
第4条 法第3条第2項の規定により第2条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる範囲内において増築若しくは改築をするとき、移築(基準時(法第3条第2項の規定により第2条第1項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き継ぎ第2条第1項の規定(当該規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。)における敷地内におけるものに限る。)をするとき又は大規模の改築若しくは大規模の模様替えをするときは、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第2条第1項の規定は、適用しない。	第4条 法第3条第2項の規定により第2条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる範囲内において増築若しくは改築をするとき、  _____又は大規模の改築若しくは大規模の模様替えをするときは、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第2条第1項の規定は、適用しない。
(1) 増築又は改築が基準時_____における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項から第8項まで及び法第53条の規定に適合するものであること。 (2) 増築後の床面積の合計が基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないものであること。 (3) 増築後の第2条第1項の規定に適合しない用途に供する建築物の部	(1) 増築又は改築が基準時(法第3条第2項の規定により第2条第1項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き継ぎ第2条第1項の規定(当該規定が改正されたときは、改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。)における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項から第8項まで及び法第53条の規定に適合するものであること。 (2) 増築後の床面積の合計が基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないものであること。 (3) 増築後の第2条第1項の規定に適合しない用途に供する建築物の部

改正後	改正前
分の床面積の合計が基準時における当該部分の床面積の合計の1.2倍を超えないものであること。 (4) 第2条第1項の規定に適合しない理由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量によるときは、増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計が基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の1.2倍を超えないものであること。	分の床面積の合計が基準時における当該部分の床面積の合計の1.2倍を超えないものであること。 (4) 第2条第1項の規定に適合しない理由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量によるときは、増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計が基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の1.2倍を超えないものであること。
第5条から第7条まで 路 <u>附 則 略</u> <u>附 則(平成27年条例第 号)</u> <u>この条例は、平成27年6月1日から施行する。</u> 別表 略	第5条から第7条まで 路 <u>附 則 略</u> <u>別表 略</u>

議案第 21 号

盛岡市下水道条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

下水道法施行令（昭和34年政令第 147号）の改正に伴い、除害施設の設置等の基準を改めようとするものである。

2 改正の内容

特定事業場以外の公共下水道使用者が除害施設の設置等を行わなければならない基準のうち、下水に含まれるカドミウム及びその化合物の上限について次のとおり改める。

改正前 1 リットルにつき 0.1 ミリグラム

改正後 1 リットルにつき 0.03 ミリグラム

3 施行期日

公布の日

盛岡市下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市下水道条例 昭和36年3月28日条例第15号 改正 略 <u>平成27年3月 日条例第一号</u></p> <p>盛岡市下水道条例 目次及び第1条から第8条の2まで 略 (除害施設の設置等)</p> <p>第8条の3 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排出してはならないこととされるものを除く。）を継続して排出して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1) カドミウム及びその化合物 1リットルにつきカドミウム<u>0.03ミリグラム</u>以下 (2) シアン化合物 1リットルにつきシアン1ミリグラム以下 (3) 有機燐（りん）化合物 1リットルにつき1ミリグラム以下 (4) 鉛及びその化合物 1リットルにつき鉛0.1ミリグラム以下 (5) 六価クロム化合物 1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム以下 (6) 硒（ひ）素及びその化合物 1リットルにつき硒（ひ）素0.1ミリグラム以下 (7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 1リットルにつき水銀0.005ミリグラム以下 (8) アルキル水銀化合物 検出されないこと。 (9) ポリ塩化ビフェニル 1リットルにつき0.003ミリグラム以下 (10) トリクロロエチレン 1リットルにつき0.3ミリグラム以下 (11) テトラクロロエチレン 1リットルにつき0.1ミリグラム以下 (12) ジクロロメタン 1リットルにつき0.2ミリグラム以下</p>	<p>○盛岡市下水道条例 昭和36年3月28日条例第15号 改正 略</p> <p>盛岡市下水道条例 目次及び第1条から第8条の2まで 略 (除害施設の設置等)</p> <p>第8条の3 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排出してはならないこととされるものを除く。）を継続して排出して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1) カドミウム及びその化合物 1リットルにつきカドミウム<u>0.1ミリグラム</u>以下 (2) シアン化合物 1リットルにつきシアン1ミリグラム以下 (3) 有機燐（りん）化合物 1リットルにつき1ミリグラム以下 (4) 鉛及びその化合物 1リットルにつき鉛0.1ミリグラム以下 (5) 六価クロム化合物 1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム以下 (6) 硒（ひ）素及びその化合物 1リットルにつき硒（ひ）素0.1ミリグラム以下 (7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 1リットルにつき水銀0.005ミリグラム以下 (8) アルキル水銀化合物 検出されないこと。 (9) ポリ塩化ビフェニル 1リットルにつき0.003ミリグラム以下 (10) トリクロロエチレン 1リットルにつき0.3ミリグラム以下 (11) テトラクロロエチレン 1リットルにつき0.1ミリグラム以下 (12) ジクロロメタン 1リットルにつき0.2ミリグラム以下</p>

改正後	改正前
<p>(13) 四塩化炭素 1リットルにつき0.02ミリグラム以下 (14) 1・2-ジクロロエタン 1リットルにつき0.04ミリグラム以下 (15) 1・1-ジクロロエチレン 1リットルにつき1ミリグラム以下 (16) シスー1・2-ジクロロエチレン 1リットルにつき0.4ミリグラム以下 (17) 1・1・1-トリクロロエタン 1リットルにつき3ミリグラム以下 (18) 1・1・2-トリクロロエタン 1リットルにつき0.06ミリグラム以下 (19) 1・3-ジクロロプロパン 1リットルにつき0.02ミリグラム以下 (20) テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム） 1リットルにつき0.06ミリグラム以下 (21) 2-クロロ-4・6-ビス（エチルアミノ）-s-トリアジン（別名シマジン） 1リットルにつき0.03ミリグラム以下 (22) S-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ） 1リットルにつき0.2ミリグラム以下 (23) ベンゼン 1リットルにつき0.1ミリグラム以下 (24) セレン及びその化合物 1リットルにつきセレン0.1ミリグラム以下 (25) ほう素及びその化合物 1リットルにつきほう素10ミリグラム以下 (26) ふつ素及びその化合物 1リットルにつきふつ素8ミリグラム以下 (27) 1・4-ジオキサン 1リットルにつき0.5ミリグラム以下 (28) フェノール類 1リットルにつき5ミリグラム以下 (29) 銅及びその化合物 1リットルにつき銅3ミリグラム以下 (30) 亜鉛及びその化合物 1リットルにつき亜鉛2ミリグラム以下 (31) 鉄及びその化合物（溶解性） 1リットルにつき鉄10ミリグラム以下 (32) マンガン及びその化合物（溶解性） 1リットルにつきマンガン10</p>	<p>(13) 四塩化炭素 1リットルにつき0.02ミリグラム以下 (14) 1・2-ジクロロエタン 1リットルにつき0.04ミリグラム以下 (15) 1・1-ジクロロエチレン 1リットルにつき1ミリグラム以下 (16) シスー1・2-ジクロロエチレン 1リットルにつき0.4ミリグラム以下 (17) 1・1・1-トリクロロエタン 1リットルにつき3ミリグラム以下 (18) 1・1・2-トリクロロエタン 1リットルにつき0.06ミリグラム以下 (19) 1・3-ジクロロプロパン 1リットルにつき0.02ミリグラム以下 (20) テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム） 1リットルにつき0.06ミリグラム以下 (21) 2-クロロ-4・6-ビス（エチルアミノ）-s-トリアジン（別名シマジン） 1リットルにつき0.03ミリグラム以下 (22) S-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ） 1リットルにつき0.2ミリグラム以下 (23) ベンゼン 1リットルにつき0.1ミリグラム以下 (24) セレン及びその化合物 1リットルにつきセレン0.1ミリグラム以下 (25) ほう素及びその化合物 1リットルにつきほう素10ミリグラム以下 (26) ふつ素及びその化合物 1リットルにつきふつ素8ミリグラム以下 (27) 1・4-ジオキサン 1リットルにつき0.5ミリグラム以下 (28) フェノール類 1リットルにつき5ミリグラム以下 (29) 銅及びその化合物 1リットルにつき銅3ミリグラム以下 (30) 亜鉛及びその化合物 1リットルにつき亜鉛2ミリグラム以下 (31) 鉄及びその化合物（溶解性） 1リットルにつき鉄10ミリグラム以下 (32) マンガン及びその化合物（溶解性） 1リットルにつきマンガン10</p>

改正後	改正前
<p>ミリグラム以下</p> <p>(33) クロム及びその化合物 1リットルにつきクロム2ミリグラム以下  (34) ダイオキシン類 1リットルにつき10ピコグラム以下  (35) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満  (36) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満  (37) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム未満</p> <p>2 第8条第2項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第8条の3第1項」と、「下水」とあるのは「下水（同項第1号から第27号まで、第34号及び第35号に掲げる物質に係る下水を除く。）」と読み替えるものとする。</p> <p>第8条の4から第29条まで 路</p> <p>附 則 路</p> <p>附 則（平成27年条例第1号）</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>別表第1及び別表第2 路</p>	<p>ミリグラム以下</p> <p>(33) クロム及びその化合物 1リットルにつきクロム2ミリグラム以下  (34) ダイオキシン類 1リットルにつき10ピコグラム以下  (35) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満  (36) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満  (37) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム未満</p> <p>2 第8条第2項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第8条の3第1項」と、「下水」とあるのは「下水（同項第1号から第27号まで、第34号及び第35号に掲げる物質に係る下水を除く。）」と読み替えるものとする。</p> <p>第8条の4から第29条まで 路</p> <p>附 則 路</p> <p>別表第1及び別表第2 路</p>

議案第 22 号

盛岡市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第 127号）の制定に伴い、措置命令をする場合における意見書等の提出及び公開による意見聴取の手続を定めるとともに、空き家等対策計画を策定し、盛岡市空き家等対策推進協議会を設置しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 措置命令をする場合における意見書等の提出及び公開による意見聴取の手続

ア 意見書及び有利な証拠の提出機会の付与

措置命令の相手方に対し、意見書及び自己に有利な証拠の提出機会を付与する。

イ 公開による意見聴取の請求権の付与

(ア) 措置命令の相手方に対して意見書の提出に代えて公開による意見聴取の請求権を付与し、市長は、公開による意見聴取の請求があった場合は、公開による意見聴取を行わなければならぬものとする。

(イ) 市長は、公開による意見聴取を行う場合においては、命じようとする措置並びに意見聴取の期日及び場所を、その期日の 3 日前までに、措置命令の相手方及びその代理人に通知するとともに、これを告示しなければならぬものとする。

(ウ) 措置命令の相手方及びその代理人は、公開による意見聴取に際し、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができるものとする。

(2) 空き家等対策計画

法第 6 条第 1 項の規定に基づき、及び市の講ずる施策を総合的かつ計画的に実施するため、空き家等対策計画を策定するものとする。

(3) 盛岡市空き家等対策推進協議会の設置

ア 法第 7 条第 1 項の規定に基づき、並びに空き家等対策計画の策定及び変更並びに実施に関する協議を行うため、盛岡市空き家等対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

イ 協議会は、委員 8 人以内をもって組織し、市長を除く委員は、法第 7 条第 2 項に規定する者のうちから市長が委嘱するものとする。

ウ 市長を除く委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

エ 協議会は、市長が招集する。

3 施行期日

平成27年4月1日

盛岡市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市空き家等の適正管理に関する条例 平成26年9月30日条例第30号 改正 略 <u>平成27年3月 日条例第 1号</u> 盛岡市空き家等の適正管理に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、空き家等の適正な管理に関し、所有者等の義務を明らかにするとともに、適正な管理が行われていない空き家等に対する措置等について必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全及び安全で安心して暮らせる社会の実現に資することを目的とする。 第2条から第6条まで 略 (措置命令) 第7条 市長は、所有者等が正当な理由なく前条の規定に基づく勧告に従わない場合において、特に必要があると認めたときは、当該所有者等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずることを命ずることができる。 2. 市長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。 3. 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。 4. 市長は、前項の規定に基づく意見の聴取の請求があった場合においては、第1項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。	○盛岡市空き家等の適正管理に関する条例 平成26年9月30日条例第30号 改正 略 盛岡市空き家等の適正管理に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、空き家等の適正な管理に関し、所有者等の義務を明らかにするとともに、適正な管理が行われていない空き家等に対する措置等について必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全及び安全で安心して暮らせる社会の実現に資することを目的とする。 第2条から第6条まで 略 (措置命令) 第7条 市長は、所有者等が正当な理由なく前条の規定に基づく勧告に従わない場合において、特に必要があると認めたときは、当該所有者等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずることを命ずることができる。

改正後	改正前
5. 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第1項の規定に基づき命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、その期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを告示しなければならない。 6. 第4項に規定する者は、意見の聴取に際し、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。 7. 市長は、第1項の規定に基づき措置を命じた場合においては、その旨について、標識を当該特定空き家等に設置するとともに、告示しなければならない。 8. 第1項の規定に基づき措置を命ぜられた所有者等は、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。 9. 第1項の規定に基づき必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき所有者等を確知することができないとき（過失がなくて第5条の規定に基づく助言若しくは指導又は前条の規定に基づく勧告が行われるべき所有者等を確知することができないため、第1項の規定に基づく命令をすることができないときを含む。）は、市長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ告示しなければならない。 10. 第1項の規定に基づく命令については、盛岡市行政手続条例（平成8年条例第32号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。	2. 市長は、前項の規定に基づき措置を命じた場合においては、その旨について、標識を当該特定空き家等に設置するとともに、告示しなければならない。 3. 第1項の規定に基づき措置を命ぜられた所有者等は、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。 4. 第1項の規定に基づき必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき所有者等を確知することができないとき（過失がなくて第5条の規定に基づく助言若しくは指導又は前条の規定に基づく勧告が行われるべき所有者等を確知することができないため、第1項の規定に基づく命令をすることができないときを含む。）は、市長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ告示しなければならない。
第8条及び第9条 略 (市の講ずる施策)	第8条及び第9条 略 (市の講ずる施策)
第10条 市は、空き家等の適正な管理を実現するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。 (空き家等対策計画)	第10条 市は、空き家等の適正な管理を実現するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

改正後	改正前
<p><u>第11条 市長は、空き家等対策の推進に関する特別指揮法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、及び前条の施策を総合的かつ計画的に実施するため、空き家等に関する対策についての計画(以下「空き家等対策計画」という。)を策定するものとする。</u></p> <p>(協議会)</p> <p><u>第12条 法第7条第1項の規定に基づき、並びに空き家等対策計画の策定及び変更並びに実施に関する協議を行うため、市長の諮問機関として盛岡市空き家等対策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。</u></p> <p><u>第13条 協議会は、委員8人以内をもって組織し、市長を除く委員は、法第7条第2項に規定する者のうちから市長が委嘱する。</u></p> <p>2 市民を除く委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><u>第14条 協議会は、市長が招集する。</u></p> <p><u>第15条 協議会の庶務は、市民部において処理する。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</u></p> <p><b>附 則</b> この条例は、平成27年4月1日から施行する。 <b>附 則(平成27年条例第 号)</b> この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p>	
	<p><u>第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</u></p> <p><b>附 則</b> この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p>

議案第 23 号  
盛岡市暴力団排除条例について

1 制定の趣旨

暴力団排除に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除のために講ずる措置その他市の施策について必要な事項を定めることにより、暴力団排除を推進し、もって安全で平穏な市民生活を確保しようとするものである。

2 条例の内容

(1) 定義

ア 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

イ 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

ウ 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。

(2) 基本理念

暴力団排除は、暴力団が市民生活及び事業活動に不当な影響を与えるものであることを認識し、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して金品その他の財産上の利益を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民、事業者、関係機関及び関係団体相互の連携及び協力の下に推進されなければならないものとする。

(3) 市の責務

市は、基本理念にのっとり、暴力団排除に関する総合的な施策を推進するものとし、暴力団排除に関する施策の実施に当たっては、関係機関及び関係団体との連携を図るものとする。

(4) 市民及び事業者の責務

市民は、基本理念にのっとり、暴力団排除に関する活動に取り組むとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めなければならないものとする。

事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないようにするとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めなければならないものとする。

(5) 市民及び事業者に対する支援

市は、市民及び事業者が暴力団排除に関する活動に取り組むことができるよう、情報の提供その他の支援を行うものとする。

(6) 普及啓発

市は、市民及び事業者が暴力団排除の重要性について理解を深めることができるように、暴力団排除に関する知識の普及啓発を行うものとする。

(7) 公の施設の使用の不許可等

市長、教育委員会及び指定管理者は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に使用されると認めたときは、当該公の施設の使用に係る許可その他の処分をせず、又は当該処分を取り消すことができるものとする。

(8) 利益付与処分に関する措置

市長、地方公営企業の管理者、教育委員会（以下「市長等」という。）及び指定管理者は、次に掲げる者（以下「暴力団員等」という。）に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するおそれがある許可その他の処分（(7) 並びに(9) イ及びオに規定する処分並びに法律（これに基づく命令を含む。）、県の条例若しくは規則又は市の他の条例若しくは規則の規定により暴力団排除の措置が講じられている処分を除く。以下「利益付与処分」という。）をしないものとし、利益付与処分を受けた者が暴力団員等に該当することが判明したときは、当該利益付与処分を取り消すことができるものとする。

ア 暴力団員

イ 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

ウ 法人その他の団体であって暴力団員がその役員となっているもの

エ 暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するもの（ウに該当するものを除く。）

(9) 市の財産の貸付け等の禁止

市長等は、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するおそれがある場合には、暴力団員等に対し、次に掲げる処分等をしないものとする。

ア 行政財産を貸し付け、又は私権を設定すること。

イ 行政財産の使用の許可

ウ 普通財産を貸し付け、交換し、売り払い、譲り出し、出資の目的とし、若しくは私権を設定し、又は信託をすること。

エ 物品を貸し付け、交換し、売り払い、又は譲り出すこと。

オ 基金に属する財産を公有財産の例により管理し、又は処分すること。

(10) 市の事務又は事業における措置

市長等は、契約に係る事務その他市の事務又は事業において、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、暴力団員等を契約の相手方としないことその他の必要な措置を講ずるものとする。

(11) 意見聴取

市長等は、(7) から(10)までの規定に基づく措置を講じようとするときは、市が設置した公の施設が暴力団の活動に使用されるかどうか及び当該措置の対象となる者が暴力団員等であるかどうかについて、岩手県警察本部長の意見を聞くことができるものとする。

3 施行期日

平成27年4月1日

議案第 24 号

盛岡市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

食品表示法（平成25年法律第70号）の施行に伴い、卸売業者が市場外にある物品について電子情報処理組織等を利用する取引を行う場合の要件を改めようとするものである。

2 改正の内容

卸売業者が電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用して市場外にある物品の卸売を行う場合の承認の要件から、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）の規定による基準が定められている生鮮食料品等に関する事項を削る。

3 施行期日

食品表示法の施行の日

盛岡市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市中央卸売市場業務規程 昭和46年12月25日条例第51号 改正略 <u>平成27年3月 日条例第一号</u></p> <p>盛岡市中央卸売市場業務規程 目次及び第1条から第43条まで 略 (市場外にある物品の卸売の禁止)</p> <p>第44条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、市場内にある物 品以外の物品の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該 当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 開設区域内において市長が指定する場所（法第39条第1号の規定に より農林水産大臣が指定した場所を含む。）にある物品の卸売をするとき。 (2) 開設区域内において卸売業者が申請した場所にある物品（卸売業者 が仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基 づき確保した物品に限る。）の卸売することについて、市場における 効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれ がないと市長が認めて承認したとき。 (3) 卸売業者が、電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通 信の技術を利用する取引方法により次に掲げる生鮮食料品等の卸売をし ようとする場合であつて、市長があらかじめ協議会の意見を聴いて、市 場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を 乱すおそれがないと認めたとき。 ア 卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）第26条第4号イ(1) から(3)まで及び(5)に規定する物品 イ 一定の規格を有するため現物を見なくとも適正に取引することが可 能なもの（アに規定するものを除く。）であつて、市長が市場に対する</p> <p>○盛岡市中央卸売市場業務規程 昭和46年12月25日条例第51号 改正略</p> <p>盛岡市中央卸売市場業務規程 目次及び第1条から第43条まで 略 (市場外にある物品の卸売の禁止)</p> <p>第44条・卸売業者は、市場における卸売の業務については、市場内にある物 品以外の物品の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該 当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 開設区域内において市長が指定する場所（法第39条第1号の規定に より農林水産大臣が指定した場所を含む。）にある物品の卸売をするとき。 (2) 開設区域内において卸売業者が申請した場所にある物品（卸売業者 が仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基 づき確保した物品に限る。）の卸売することについて、市場における 効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれ がないと市長が認めて承認したとき。 (3) 卸売業者が、電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通 信の技術を利用する取引方法により次に掲げる生鮮食料品等の卸売をし ようとする場合であつて、市長があらかじめ協議会の意見を聴いて、市 場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を 乱すおそれがないと認めたとき。 ア 卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）第26条第4号イ(1) から(3)まで及び(5)に規定する物品 イ 一定の規格を有するため現物を見なくとも適正に取引することが可 能なもの（アに規定するものを除く。）であつて、市長が市場に対する</p>	

改正後	改正前
<p>る供給事情が比較的安定しているものとして規則で定めるもの</p> <p>2 前項第1号の規定による指定を受けようとする卸売業者は、規則で定め るところにより、次に掲げる事項を記載した申出書にその場所の位置、そ の場所に係る施設の種類及び規模を記載した書面、指定の必要性を記載し た書面並びにその場所の位置を記入した図面を添えて市長に提出しなければ ならない。</p> <p>(1) 申出者の名称 (2) その場所の所在地及びその場所にある施設の名称 (3) その場所に置く物品の種類</p> <p>3 第1項第1号の規定による指定を受けた卸売業者は、当該指定を必要と しなくなつたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>4 第1項第2号の規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定 めることにより、第2項各号に掲げる事項を記載した承認申請書に、仲 卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に係る契約 書の写しを添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>5 第1項第3号の規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定 めることにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出し なければならない。当該承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同 様とする。</p> <p>(1) 申請者の名称 (2) 当該取引の対象となる生鮮食料品等の品目 (3) 取引方法 (4) 当該取引方法による卸売の数量の上限 (5) 当該取引において卸売業者が提供する取引に係る情報の内容に関す る事項 (6) 実施期間 (7) 当該取引に参加する仲卸業者及び売買参加者の氏名又は名称 (8) 市長が当該取引の内容の閲覧を行う際の方法</p> <p>る供給事情が比較的安定しているものとして規則で定めるもの</p> <p>2 前項第1号の規定による指定を受けようとする卸売業者は、規則で定め るところにより、次に掲げる事項を記載した申出書にその場所の位置、そ の場所に係る施設の種類及び規模を記載した書面、指定の必要性を記載し た書面並びにその場所の位置を記入した図面を添えて市長に提出しなければ ならない。</p> <p>(1) 申出者の名称 (2) その場所の所在地及びその場所にある施設の名称 (3) その場所に置く物品の種類</p> <p>3 第1項第1号の規定による指定を受けた卸売業者は、当該指定を必要と しなくなつたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>4 第1項第2号の規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定 めることにより、第2項各号に掲げる事項を記載した承認申請書に、仲 卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に係る契約 書の写しを添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>5 第1項第3号の規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定 めることにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出し なければならない。当該承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同 様とする。</p> <p>(1) 申請者の名称 (2) 当該取引の対象となる生鮮食料品等の品目 (3) 取引方法 (4) 当該取引方法による卸売の数量の上限 (5) 当該取引において卸売業者が提供する取引に係る情報の内容に関す る事項 (6) 実施期間 (7) 当該取引に参加する仲卸業者及び売買参加者の氏名又は名称 (8) 市長が当該取引の内容の閲覧を行う際の方法</p>	

改正後	改正前
(9) 市場外にある物品の卸売をしようとする理由 6 第1項第3号の規定による承認は、当該申請に係る取引が次に掲げる要件を満たしている場合に行うものとする。 (1) 当該取引に参加する機会が、市場の仲卸業者及び売買参加者に与えられること。 (2) <u>当該取引に係る物品の引渡し年月日、商品名、出荷者の氏名又は名称、卸売の数量、等階級、荷姿、品目その他公正な価格形成を確保するため必要となる事項で規則で定めるものが提供されることが確実であること。</u>	(9) 市場外にある物品の卸売をしようとする理由 6 第1項第3号の規定による承認は、当該申請に係る取引が次に掲げる要件を満たしている場合に行うものとする。 (1) 当該取引に参加する機会が、市場の仲卸業者及び売買参加者に与えられること。 (2) <u>当該取引に係る情報として、次に掲げる事項が提供されることが確実であること。</u>
(3) 当該取引物品の引渡し方法が定められることが確実であること。 (4) 当該取引において事故等が発生した場合における処理方法が適正に定められていること。 (5) 市長による当該取引の内容の閲覧が可能なものであること。 第45条から第83条まで 路 <u>附 則</u> (平成27年条例第 1 号) この条例は、食品表示法（平成25年法律第70号）の施行の日から施行する。 別表第1から別表第4まで 路	ア <u>当該取引に係る物品の引渡し年月日、商品名、出荷者の氏名又は名称、卸売の数量、等階級、荷姿、品目その他公正な価格形成を確保するため必要となる事項で規則で定めるもの</u> イ <u>農林物産の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の13第1項又は第2項の規定による基準が定められている生鮮食料品等については、同条第1項第1号に規定する事項のうち市長が規則で定める事項</u> (3) 当該取引物品の引渡し方法が定められることが確実であること。 (4) 当該取引において事故等が発生した場合における処理方法が適正に定められていること。 (5) 市長による当該取引の内容の閲覧が可能なものであること。 第45条から第83条まで 路 <u>附 則</u> 別表第1から別表第4まで 路

議案第 25 号

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

市営住宅建替事業の施行に伴い、市営青山三丁目アパート4号館を設置しようとするものである。

2 改正の内容

別表に市営青山三丁目アパート4号館を加える。

3 施行期日

平成27年6月1日

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前																																												
○盛岡市市営住宅条例 平成9年9月30日条例第32号 改正 略 <u>平成27年3月 日条例第_号</u>					○盛岡市市営住宅条例 平成9年9月30日条例第32号 改正 略																																												
盛岡市市営住宅条例 盛岡市市営住宅条例（昭和35年条例第32号）の全部を改正する。 目次、第1条及び第2条 略 (設置)					盛岡市市営住宅条例 盛岡市市営住宅条例（昭和35年条例第32号）の全部を改正する。 目次、第1条及び第2条 略 (設置)																																												
第3条 市営住宅を別表のとおり設置する。 第3条の2から第69条まで 略 附 則 略 附 則 (平成27年条例第_号) この条例は、平成27年6月1日から施行する。					第3条 市営住宅を別表のとおり設置する。 第3条の2から第69条まで 略 附 則 略																																												
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>棟(しゆん) 工 年 度</th> <th>戸数</th> <th>構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5"><b>路</b></td></tr> <tr> <td>市営青山一丁目ア パート1号館</td><td>盛岡市青山一丁平7 目</td><td>12 (うち中層耐火3階 身体障害者用住宅 1)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>市営青山一丁目ア パート2号館</td><td>盛岡市青山一丁平6 目</td><td>12 (うち中層耐火3階 身体障害者用住宅</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>					名称	位置	棟(しゆん) 工 年 度	戸数	構造	<b>路</b>					市営青山一丁目ア パート1号館	盛岡市青山一丁平7 目	12 (うち中層耐火3階 身体障害者用住宅 1)			市営青山一丁目ア パート2号館	盛岡市青山一丁平6 目	12 (うち中層耐火3階 身体障害者用住宅			<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>棟(しゆん) 工 年 度</th> <th>戸数</th> <th>構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5"><b>路</b></td></tr> <tr> <td>市営青山一丁目ア パート1号館</td><td>盛岡市青山一丁平7 目</td><td>12 (うち中層耐火3階 身体障害者用住宅 1)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>市営青山一丁目ア パート2号館</td><td>盛岡市青山一丁平6 目</td><td>12 (うち中層耐火3階 身体障害者用住宅</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>					名称	位置	棟(しゆん) 工 年 度	戸数	構造	<b>路</b>					市営青山一丁目ア パート1号館	盛岡市青山一丁平7 目	12 (うち中層耐火3階 身体障害者用住宅 1)			市営青山一丁目ア パート2号館	盛岡市青山一丁平6 目	12 (うち中層耐火3階 身体障害者用住宅		
名称	位置	棟(しゆん) 工 年 度	戸数	構造																																													
<b>路</b>																																																	
市営青山一丁目ア パート1号館	盛岡市青山一丁平7 目	12 (うち中層耐火3階 身体障害者用住宅 1)																																															
市営青山一丁目ア パート2号館	盛岡市青山一丁平6 目	12 (うち中層耐火3階 身体障害者用住宅																																															
名称	位置	棟(しゆん) 工 年 度	戸数	構造																																													
<b>路</b>																																																	
市営青山一丁目ア パート1号館	盛岡市青山一丁平7 目	12 (うち中層耐火3階 身体障害者用住宅 1)																																															
市営青山一丁目ア パート2号館	盛岡市青山一丁平6 目	12 (うち中層耐火3階 身体障害者用住宅																																															

改正後					改正前				
			1)					1)	
市営青山一丁目ア パート3号館	盛岡市青山一丁平7 目	16 (うち中層耐火4階 身体障害者用住宅 1)			市営青山一丁目ア パート4号館	盛岡市青山一丁平7 目	16 (うち中層耐火4階 身体障害者用住宅 1)		
市営青山一丁目ア パート4号館	盛岡市青山一丁平8 目	16	中層耐火4階 達		市営青山一丁目ア パート4号館	盛岡市青山一丁平8 目	16	中層耐火4階 達	
市営青山二丁目ア パート4号館	盛岡市青山二丁昭46 目	32	中層耐火5階 達		市営青山二丁目ア パート5号館	盛岡市青山二丁昭47 目	24	中層耐火4階 達	
市営青山二丁目ア パート5号館	盛岡市青山二丁昭47 目	24	中層耐火4階 達		市営青山二丁目ア パート6号館	盛岡市青山二丁昭48 目	24	中層耐火4階 達	
市営青山二丁目ア パート6号館	盛岡市青山二丁昭48 目	24	中層耐火4階 達		市営青山三丁目ア パート2号館	盛岡市青山三丁昭34 目	18	中層耐火3階 達	
市営青山三丁目ア パート2号館	盛岡市青山三丁昭34 目	18	中層耐火3階 達		市営青山三丁目ア パート2号館	盛岡市青山三丁昭34 目	18	中層耐火3階 達	
市営青山三丁目ア パート4号館	盛岡市青山三丁平27 目	36 (うち中層耐火4階 身体障害者用住宅 1)			市営青山三丁目ア パート5号館	盛岡市青山三丁平26 目	48 (うち中層耐火4階 身体障害者用住宅 1)		
市営青山三丁目ア パート5号館	盛岡市青山三丁平26 目	48 (うち中層耐火4階 身体障害者用住宅 1)			市営青山三丁目ア パート16号館	盛岡市青山三丁昭46 目	32 (うち中層耐火5階 身体障害者用住宅 4)		
市営青山三丁目ア パート16号館	盛岡市青山三丁昭46 目	32 (うち中層耐火5階 身体障害者用住宅 4)			市営青山三丁目ア 盛岡市青山三丁昭47 目	45	中層耐火5階		

改正後				改正前			
バート17号館	目	避	略	バート17号館	目	避	略

議案第 26 号

盛岡市保育所条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行に伴い、市が設置する保育所に係る利用者負担額について定めようとするものである。

2 改正の内容

市が設置する保育所が特定教育・保育（保育に限る。）を提供した場合に支給認定保護者から支払を受ける利用者負担額について、次に掲げる事項を定める。

- (1) 利用者負担額は、月額6万6,000円を超えないものとし、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号又は第28条第2項第1号若しくは第2号の規定による政令で定める額を限度として支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める額とする。
- (2) 支給認定保護者は、毎月末日までにその月分の利用者負担額を納付しなければならない。ただし、当該年度内の利用者負担額を前納することを妨げない。
- (3) 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、規則で定めるところにより、利用者負担額を減免することができる。
- (4) 既納の利用者負担額は、還付しない。ただし、利用者負担額が前納された場合、前条の規定に基づき利用者負担額を減免した場合その他特別の理由があると市長が認めた場合については、この限りでない。

3 施行期日

平成27年4月1日

盛岡市保育所条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																
<p>○盛岡市保育所条例 昭和62年3月23日条例第9号 改正略 <u>平成27年3月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市保育所条例 盛岡市保育所条例（昭和31年条例第32号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 <u>（定義）</u></p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の定めるところによる。</p> <p>2 この条例において「利用者負担額」とは、盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例（平成26年条例第35号）第13条第1項の規定により、市が設置する保育所が特定教育・保育（保育に限る。）を提供した場合に支給認定保護者から支払を受ける利用者負担額をいう。</p> <p><u>（設置）</u></p> <p>第3条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定により、保育所を次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>くりやがわ保育園</td> <td>盛岡市新田町9番33号</td> </tr> <tr> <td>みたけ保育園</td> <td>盛岡市青山三丁目37番47号</td> </tr> <tr> <td>太田保育園</td> <td>盛岡市上太田松ノ木84番地3</td> </tr> <tr> <td>きたくり保育園</td> <td>盛岡市鏡川一丁目7番1号</td> </tr> <tr> <td>あべたて保育園</td> <td>盛岡市安倍館町14番40号</td> </tr> <tr> <td>とりょう保育園</td> <td>盛岡市肴町2番8号</td> </tr> <tr> <td>さくらがおか保育園</td> <td>盛岡市山岸三丁目20番1号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	くりやがわ保育園	盛岡市新田町9番33号	みたけ保育園	盛岡市青山三丁目37番47号	太田保育園	盛岡市上太田松ノ木84番地3	きたくり保育園	盛岡市鏡川一丁目7番1号	あべたて保育園	盛岡市安倍館町14番40号	とりょう保育園	盛岡市肴町2番8号	さくらがおか保育園	盛岡市山岸三丁目20番1号	<p>○盛岡市保育所条例 昭和62年3月23日条例第9号 改正略</p> <p>盛岡市保育所条例 盛岡市保育所条例（昭和31年条例第32号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略</p> <p><u>（設置）</u></p> <p>第2条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定により、保育所を次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>くりやがわ保育園</td> <td>盛岡市新田町9番33号</td> </tr> <tr> <td>みたけ保育園</td> <td>盛岡市青山三丁目37番47号</td> </tr> <tr> <td>太田保育園</td> <td>盛岡市上太田松ノ木84番地3</td> </tr> <tr> <td>きたくり保育園</td> <td>盛岡市鏡川一丁目7番1号</td> </tr> <tr> <td>あべたて保育園</td> <td>盛岡市安倍館町14番40号</td> </tr> <tr> <td>とりょう保育園</td> <td>盛岡市肴町2番8号</td> </tr> <tr> <td>さくらがおか保育園</td> <td>盛岡市山岸三丁目20番1号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	くりやがわ保育園	盛岡市新田町9番33号	みたけ保育園	盛岡市青山三丁目37番47号	太田保育園	盛岡市上太田松ノ木84番地3	きたくり保育園	盛岡市鏡川一丁目7番1号	あべたて保育園	盛岡市安倍館町14番40号	とりょう保育園	盛岡市肴町2番8号	さくらがおか保育園	盛岡市山岸三丁目20番1号
名称	位置																																
くりやがわ保育園	盛岡市新田町9番33号																																
みたけ保育園	盛岡市青山三丁目37番47号																																
太田保育園	盛岡市上太田松ノ木84番地3																																
きたくり保育園	盛岡市鏡川一丁目7番1号																																
あべたて保育園	盛岡市安倍館町14番40号																																
とりょう保育園	盛岡市肴町2番8号																																
さくらがおか保育園	盛岡市山岸三丁目20番1号																																
名称	位置																																
くりやがわ保育園	盛岡市新田町9番33号																																
みたけ保育園	盛岡市青山三丁目37番47号																																
太田保育園	盛岡市上太田松ノ木84番地3																																
きたくり保育園	盛岡市鏡川一丁目7番1号																																
あべたて保育園	盛岡市安倍館町14番40号																																
とりょう保育園	盛岡市肴町2番8号																																
さくらがおか保育園	盛岡市山岸三丁目20番1号																																

改正後	改正前
<p>うえだ保育園 盛岡市高松一丁目9番43号</p> <p>手代森保育園 盛岡市手代森22地割49番地1</p> <p>見前保育園 盛岡市三本柳10地割4番地2</p> <p>永井保育園 盛岡市永井10地割172番地</p> <p>乙部保育園 盛岡市乙部29地割67番地2</p> <p>東見前保育園 盛岡市東見前5地割102番地</p> <p><u>（利用者負担額）</u></p> <p>第4条 利用者負担額は、月額66,000円を超えない範囲で、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号又は第28条第2項第1号若しくは第2号の規定による政令で定める額を限度として支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める額とする。</p> <p>2 支給認定保護者は、毎月末日（その日が盛岡市の休日に關する条例（平成元年条例第37号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い市の休日でない日）までにその月分の利用者負担額を納付しなければならない。ただし、当該年度内の利用者負担額を前納することを妨げない。</p> <p><u>（利用者負担額の減免）</u></p> <p>第5条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、規則で定めるところにより、利用者負担額を減免することができる。</p> <p><u>（利用者負担額の不退付）</u></p> <p>第6条 既納の利用者負担額は、返付しない。ただし、第4条第2項ただし書の規定により利用者負担額が前納された場合、前条の規定に基づき利用者負担額を減免した場合その他特別の理由があると市長が認めた場合については、この限りでない。</p> <p><u>（委任）</u></p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、保育所の管理に關し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則 略</p>	<p>うえだ保育園 盛岡市高松一丁目9番43号</p> <p>手代森保育園 盛岡市手代森22地割49番地1</p> <p>見前保育園 盛岡市三本柳10地割4番地2</p> <p>永井保育園 盛岡市永井10地割172番地</p> <p>乙部保育園 盛岡市乙部29地割67番地2</p> <p>東見前保育園 盛岡市東見前5地割102番地</p> <p><u>（管理）</u></p> <p>第3条 保育所の管理に關し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則 略</p>

改正後	改正前
<p><u>附 則（平成27年条例第 号）</u> この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p>	

議案第 27 号

盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

平成27年度から平成29年度までの介護保険料の保険料率を定めるとともに、介護保険法（平成9年法律第123号）の改正に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業について実施のために必要な体制を整備する期間を設けるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 第6期盛岡市介護保険事業計画における第1号被保険者の介護保険料の各所得段階区分及び年間保険料を別表のように改める。
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施について、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護から円滑に移行するため、平成29年3月31日までの間を必要な実施の体制を整備する期間とする。

3 施行期日

平成27年4月1日

4 その他

市が独自に行う訪問介護事業及び通所介護事業について、2(2)の事業を実施するまでの間、従前どおり実施するため、盛岡市訪問介護等手数料条例（平成12年条例第9号）において引用する介護保険法の条項を改める。

別 表

段階区分	対象者	保険料 基準額 月額	料率	月額	年額
第1段階	・生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受けている人 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人 ・世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入+合計所得金額が80万円以下の人	6,174 円	0.50	3,087円	37,000円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入+合計所得金額が80万円を超える120万円以下の人		0.70	4,322円	51,900円
第3段階	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、第1段階、第2段階以外の人		0.75	4,631円	55,600円
第4段階	・本人は住民税非課税だが、同じ世帯に住民税課税者がおり、本人の課税年金収入+合計所得金額が80万円以下の人		0.85	5,248円	63,000円
第5段階	・本人は住民税非課税だが、同じ世帯に住民税課税者がおり、本人の課税年金収入+合計所得金額が80万円を超える人		1.00	6,174円	74,100円
第6段階	・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得が120万円未満の人		1.20	7,409円	88,900円
第7段階	・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得が120万円以上190万円未満の人		1.30	8,026円	96,300円
第8段階	・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得が190万円以上290万円未満の人		1.50	9,261円	111,100円
第9段階	・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得が290万円以上400万円未満の人		1.70	10,496円	125,900円
第10段階	・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得が400万円以上の人		1.95	12,039円	144,500円

盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市介護保険条例 平成12年3月30日条例第26号 改正略 <u>平成27年3月 日条例第1号</u></p> <p>目次から第2条まで 略 (保険料率)</p> <p>第3条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>3万7,000円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>5万1,900円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>5万5,600円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>6万3,000円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>7万4,100円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>8万8,900円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が<u>120万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号に規定する市町村民税世帯非課税者に係る部分を除く。以下この条において同じ。）、次号イ、<u>第8号イ又は第9号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>9万6,300円</u></p>	<p>○盛岡市介護保険条例 平成12年3月30日条例第26号 改正略</p> <p>目次から第2条まで 略 (保険料率)</p> <p>第3条 平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>3万1,500円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>3万1,500円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>4万7,200円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>6万2,900円</u></p> <p>(5) 次のいずれかに該当する者 <u>7万2,400円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が<u>125万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号に規定する市町村民税世帯非課税者に係る部分を除く。以下この条において同じ。）、次号イ又は第7号イに該当する者を除く。）</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>7万8,700円</u></p>

改正後	改正前
<p>ア 合計所得金額が<u>190万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号イ又は第9号イに該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>11万1,100円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>290万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ又は次号イに該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>12万5,900円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>400万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イに該当する者を除く。）</p> <p>(10) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>14万4,500円</u></p> <p>第4条から第24条まで 略 附 則 第1条から第11条まで 略 (介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)</p> <p>第12条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、当該事業の実施のために必要な体制を整備し、その円滑な実施を図るため、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条第1項の規定により、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間は行わ</p>	<p>ア 合計所得金額が<u>200万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ又は次号イに該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>9万4,400円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>400万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イに該当する者を除く。）</p> <p>(8) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>11万100円</u></p> <p>第4条から第24条まで 略 附 則 第1条から第11条まで 略</p>

改正後	改正前
<p>す、同年4月1日から行うものとする。</p> <p><u>附 則（平成27年条例第1号）</u></p> <p>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の盛岡市介護保険条例第3条の規定は、平成27年度以後の年度分の介護保険料について適用し、平成26年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。</p> <p>3 略</p>	

【附則第3項による改正】盛岡市訪問介護等手数料条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市訪問介護等手数料条例 平成12年3月30日条例第9号 改正 略 <u>平成27年3月 日条例第1号</u></p> <p>盛岡市訪問介護等手数料条例 第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において「訪問介護」とは、市が提供する介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。） 第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護並びに当該介護予防訪問介護に準じて行う福祉サービスをいう。</p> <p>2 この条例において「通所介護」とは、市が提供する整備法附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第8条の2第7項に規定する介護予防治所介護に準じて行う介護をいう。 (手数料の徴収等)</p> <p>第3条 訪問介護及び通所介護を受けた者から手数料を徴収する。</p> <p>2 前項の手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 法の規定により法第8条第2項に規定する訪問介護又は整備法附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護を提供する場合 法第41条第4項第1号又は整備法附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 前号に規定する訪問介護及び介護予防訪問介護以外の訪問介護又は通所介護を提供する場合 当該訪問介護又は通所介護を受けた者を法第7条第4項に規定する要支援者とみなして整備法附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額に100分の10を乗じて得た額（当該訪問介護又は通所介護を受けた者の属する世帯の生計の中心となっている者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項の規定による支給給付を受けている者である場合にあっては、無料）</p> <p>第4条から第7条まで 略 附 則 略 <u>附 則（平成27年条例第1号）</u></p> <p>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p>○盛岡市訪問介護等手数料条例 平成12年3月30日条例第9号 改正 略</p> <p>盛岡市訪問介護等手数料条例 第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において「訪問介護」とは、市が提供する介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護及び</p> <p>法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護並びに当該介護予防訪問介護に準じて行う福祉サービスをいう。</p> <p>2 この条例において「通所介護」とは、市が提供する</p>

改正後	改正前
<p>2項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第8条の2第7項に規定する介護予防治所介護に準じて行う介護をいう。 (手数料の徴収等)</p> <p>第3条 訪問介護及び通所介護を受けた者から手数料を徴収する。</p> <p>2 前項の手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 法の規定により法第8条第2項に規定する訪問介護又は整備法附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護を提供する場合 法第41条第4項第1号又は整備法附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 前号に規定する訪問介護及び介護予防訪問介護以外の訪問介護又は通所介護を提供する場合 当該訪問介護又は通所介護を受けた者を法第7条第4項に規定する要支援者とみなして整備法附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額に100分の10を乗じて得た額（当該訪問介護又は通所介護を受けた者の属する世帯の生計の中心となっている者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項の規定による支給給付を受けている者である場合にあっては、無料）</p> <p>第4条から第7条まで 略 附 則 略 <u>附 則（平成27年条例第1号）</u></p> <p>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p>法第8条の2第7項に規定する介護予防治所介護に準じて行う介護をいう。 (手数料の徴収等)</p> <p>第3条 訪問介護及び通所介護を受けた者から手数料を徴収する。</p> <p>2 前項の手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 法の規定により法第8条第2項に規定する訪問介護又は 法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護を提供する場合 法第41条第4項第1号又は 第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 前号に規定する訪問介護及び介護予防訪問介護以外の訪問介護又は 通所介護を提供する場合 当該訪問介護又は通所介護を受けた者を法第7条第4項に規定する要支援者とみなして 法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>第4条から第7条まで 略 附 則 略</p>

議案第 28 号

盛岡市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について

1 制定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

教育長の職務に専念する義務の特例を次のように定める。

- (1) 教育長の休日、休暇等については、盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和34年条例第34号）の適用を受ける職員の例による。
- (2) 教育長の職務に専念する義務の免除については、盛岡市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年条例第12号）の適用を受ける職員の例による。

3 施行期日

平成27年4月1日

4 その他

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定の場合においては、この条例の規定は、適用しない。

議案第 29 号

盛岡市アイスアリーナ条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

冷暖房を使用する場合に冷房料又は暖房料を徴収しようとするものである。

2 改正の内容

冷暖房を使用する場合の冷房料又は暖房料の額は、規則で定める額とする。

3 施行期日

平成27年6月1日

盛岡市アイスアリーナ条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																								
<p>○盛岡市アイスアリーナ条例 平成元年9月29日条例第35号 改正略 <u>平成27年月日条例第号</u></p> <p>盛岡市アイスアリーナ条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるもののほか、附属の施設又は設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第20条まで 略 附 則 略 <u>附 則(平成27年条例第号)</u> この条例は、平成27年6月1日から施行する。</p>	<p>○盛岡市アイスアリーナ条例 平成元年9月29日条例第35号 改正略</p> <p>盛岡市アイスアリーナ条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるもののほか、附属の施設又は設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第20条まで 略 附 則 略</p>																																								
別表(第8条関係)	別表(第8条関係)																																								
(1) 一般使用の場合の使用料	(1) 一般使用の場合の使用料																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一般</th> <th>高等学校生徒</th> <th>小学校児童及び中学校生徒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通使用(1回につき)</td> <td>500円</td> <td>300円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>回数使用(6回につき)</td> <td>2,500円</td> <td>1,500円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>定期使用(1冬期につき)競技関係者</td> <td>10,000円</td> <td>6,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>20,000円</td> <td>12,000円</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	一般	高等学校生徒	小学校児童及び中学校生徒	普通使用(1回につき)	500円	300円	200円	回数使用(6回につき)	2,500円	1,500円	1,000円	定期使用(1冬期につき)競技関係者	10,000円	6,000円	4,000円	その他	20,000円	12,000円	8,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一般</th> <th>高等学校生徒</th> <th>小学校児童及び中学校生徒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通使用(1回につき)</td> <td>500円</td> <td>300円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>回数使用(6回につき)</td> <td>2,500円</td> <td>1,500円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>定期使用(1冬期につき)競技関係者</td> <td>10,000円</td> <td>6,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>20,000円</td> <td>12,000円</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	一般	高等学校生徒	小学校児童及び中学校生徒	普通使用(1回につき)	500円	300円	200円	回数使用(6回につき)	2,500円	1,500円	1,000円	定期使用(1冬期につき)競技関係者	10,000円	6,000円	4,000円	その他	20,000円	12,000円	8,000円
区分	一般	高等学校生徒	小学校児童及び中学校生徒																																						
普通使用(1回につき)	500円	300円	200円																																						
回数使用(6回につき)	2,500円	1,500円	1,000円																																						
定期使用(1冬期につき)競技関係者	10,000円	6,000円	4,000円																																						
その他	20,000円	12,000円	8,000円																																						
区分	一般	高等学校生徒	小学校児童及び中学校生徒																																						
普通使用(1回につき)	500円	300円	200円																																						
回数使用(6回につき)	2,500円	1,500円	1,000円																																						
定期使用(1冬期につき)競技関係者	10,000円	6,000円	4,000円																																						
その他	20,000円	12,000円	8,000円																																						
備考	備考																																								
1 この表は、冬期(専らアイススケート場として使用に供する期間をいう。次号の表において同じ。)の使用について適用する。	1 この表は、冬期(専らアイススケート場として使用に供する期間をいう。次号の表において同じ。)の使用について適用する。																																								

改正後		改正前																																																																																																									
2 「競技関係者」とは、市長が定める体育団体に登録している者をいう。		2 「競技関係者」とは、市長が定める体育団体に登録している者をいう。																																																																																																									
(2) 貸切使用の場合の使用料		(2) 貸切使用の場合の使用料																																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9時から午後1時まで</th> <th>午後1時から午後5時まで</th> <th>午後5時から午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>冬期 アマチュアスポーツに使用する場合</td> <td>53,600円</td> <td>54,600円</td> <td>55,700円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>41,000円</td> <td>42,000円</td> <td>43,000円</td> </tr> <tr> <td>集会、展示会、式典に使用する場合</td> <td>214,200円</td> <td>218,400円</td> <td>222,600円</td> </tr> <tr> <td>その他これらに類する催しに使用する場合</td> <td>163,800円</td> <td>168,000円</td> <td>172,200円</td> </tr> <tr> <td>音楽、芸能、スポーツ等の興行に使用する場合</td> <td>267,800円</td> <td>273,000円</td> <td>278,300円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>204,800円</td> <td>210,000円</td> <td>215,200円</td> </tr> <tr> <td>夏期 アマチュアスポーツに使用する場合</td> <td>16,800円</td> <td>17,800円</td> <td>18,900円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>12,600円</td> <td>13,600円</td> <td>14,700円</td> </tr> <tr> <td>半面 土曜日及び休日</td> <td>8,400円</td> <td>8,900円</td> <td>9,400円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6,300円</td> <td>6,800円</td> <td>7,300円</td> </tr> <tr> <td>集会、展示会、式典に使用する場合</td> <td>168,000円</td> <td>178,500円</td> <td>189,000円</td> </tr> <tr> <td>その他これらに類する催しに使用する場合</td> <td>126,000円</td> <td>136,500円</td> <td>147,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	冬期 アマチュアスポーツに使用する場合	53,600円	54,600円	55,700円	その他	41,000円	42,000円	43,000円	集会、展示会、式典に使用する場合	214,200円	218,400円	222,600円	その他これらに類する催しに使用する場合	163,800円	168,000円	172,200円	音楽、芸能、スポーツ等の興行に使用する場合	267,800円	273,000円	278,300円	その他	204,800円	210,000円	215,200円	夏期 アマチュアスポーツに使用する場合	16,800円	17,800円	18,900円	その他	12,600円	13,600円	14,700円	半面 土曜日及び休日	8,400円	8,900円	9,400円	その他	6,300円	6,800円	7,300円	集会、展示会、式典に使用する場合	168,000円	178,500円	189,000円	その他これらに類する催しに使用する場合	126,000円	136,500円	147,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9時から午後1時まで</th> <th>午後1時から午後5時まで</th> <th>午後5時から午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>冬期 アマチュアスポーツに使用する場合</td> <td>53,600円</td> <td>54,600円</td> <td>55,700円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>41,000円</td> <td>42,000円</td> <td>43,000円</td> </tr> <tr> <td>集会、展示会、式典に使用する場合</td> <td>214,200円</td> <td>218,400円</td> <td>222,600円</td> </tr> <tr> <td>その他これらに類する催しに使用する場合</td> <td>163,800円</td> <td>168,000円</td> <td>172,200円</td> </tr> <tr> <td>音楽、芸能、スポーツ等の興行に使用する場合</td> <td>267,800円</td> <td>273,000円</td> <td>278,300円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>204,800円</td> <td>210,000円</td> <td>215,200円</td> </tr> <tr> <td>夏期 アマチュアスポーツに使用する場合</td> <td>16,800円</td> <td>17,800円</td> <td>18,900円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>12,600円</td> <td>13,600円</td> <td>14,700円</td> </tr> <tr> <td>半面 土曜日及び休日</td> <td>8,400円</td> <td>8,900円</td> <td>9,400円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6,300円</td> <td>6,800円</td> <td>7,300円</td> </tr> <tr> <td>集会、展示会、式典に使用する場合</td> <td>168,000円</td> <td>178,500円</td> <td>189,000円</td> </tr> <tr> <td>その他これらに類する催しに使用する場合</td> <td>126,000円</td> <td>136,500円</td> <td>147,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	冬期 アマチュアスポーツに使用する場合	53,600円	54,600円	55,700円	その他	41,000円	42,000円	43,000円	集会、展示会、式典に使用する場合	214,200円	218,400円	222,600円	その他これらに類する催しに使用する場合	163,800円	168,000円	172,200円	音楽、芸能、スポーツ等の興行に使用する場合	267,800円	273,000円	278,300円	その他	204,800円	210,000円	215,200円	夏期 アマチュアスポーツに使用する場合	16,800円	17,800円	18,900円	その他	12,600円	13,600円	14,700円	半面 土曜日及び休日	8,400円	8,900円	9,400円	その他	6,300円	6,800円	7,300円	集会、展示会、式典に使用する場合	168,000円	178,500円	189,000円	その他これらに類する催しに使用する場合	126,000円	136,500円	147,000円
区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで																																																																																																								
冬期 アマチュアスポーツに使用する場合	53,600円	54,600円	55,700円																																																																																																								
その他	41,000円	42,000円	43,000円																																																																																																								
集会、展示会、式典に使用する場合	214,200円	218,400円	222,600円																																																																																																								
その他これらに類する催しに使用する場合	163,800円	168,000円	172,200円																																																																																																								
音楽、芸能、スポーツ等の興行に使用する場合	267,800円	273,000円	278,300円																																																																																																								
その他	204,800円	210,000円	215,200円																																																																																																								
夏期 アマチュアスポーツに使用する場合	16,800円	17,800円	18,900円																																																																																																								
その他	12,600円	13,600円	14,700円																																																																																																								
半面 土曜日及び休日	8,400円	8,900円	9,400円																																																																																																								
その他	6,300円	6,800円	7,300円																																																																																																								
集会、展示会、式典に使用する場合	168,000円	178,500円	189,000円																																																																																																								
その他これらに類する催しに使用する場合	126,000円	136,500円	147,000円																																																																																																								
区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで																																																																																																								
冬期 アマチュアスポーツに使用する場合	53,600円	54,600円	55,700円																																																																																																								
その他	41,000円	42,000円	43,000円																																																																																																								
集会、展示会、式典に使用する場合	214,200円	218,400円	222,600円																																																																																																								
その他これらに類する催しに使用する場合	163,800円	168,000円	172,200円																																																																																																								
音楽、芸能、スポーツ等の興行に使用する場合	267,800円	273,000円	278,300円																																																																																																								
その他	204,800円	210,000円	215,200円																																																																																																								
夏期 アマチュアスポーツに使用する場合	16,800円	17,800円	18,900円																																																																																																								
その他	12,600円	13,600円	14,700円																																																																																																								
半面 土曜日及び休日	8,400円	8,900円	9,400円																																																																																																								
その他	6,300円	6,800円	7,300円																																																																																																								
集会、展示会、式典に使用する場合	168,000円	178,500円	189,000円																																																																																																								
その他これらに類する催しに使用する場合	126,000円	136,500円	147,000円																																																																																																								

改正後							改正前						
音楽、芸能、スポーツ等の興行に使用する場合	土曜日及び休日	201,600円	214,200円	226,800円	音楽、芸能、スポーツ等の興行に使用する場合	土曜日及び休日	201,600円	214,200円	226,800円				
		151,200円	163,800円	176,400円			その他の日	151,200円	163,800円	176,400円			
<b>備考</b>													
1 「夏期」とは、冬期以外の期間をいう。	1 「夏期」とは、冬期以外の期間をいう。												
2 「休日」とは、日曜日、祝日法による休日、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日をいう。	2 「休日」とは、日曜日、祝日法による休日、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日をいう。												
3 2以上の使用時間区分にわたって使用する場合の使用料の額は、当該使用に係る使用時間区分の使用料の額を合算した額とする。	3 2以上の使用時間区分にわたって使用する場合の使用料の額は、当該使用に係る使用時間区分の使用料の額を合算した額とする。												
4 使用時間が使用時間区分の時間数に満たない場合の使用料の額は、その使用時間30分までごとに、当該使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の5割に相当する額とする。	4 使用時間が使用時間区分の時間数に満たない場合の使用料の額は、その使用時間30分までごとに、当該使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の5割に相当する額とする。												
5 午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間30分までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の5割に相当する額とする。	5 午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間30分までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の5割に相当する額とする。												
6 入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の使用料の額は、この表により算定した額にその額の5割に相当する額を加算した額とする。	6 入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の使用料の額は、この表により算定した額にその額の5割に相当する額を加算した額とする。												
7 専ら準備又は撤去のために使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。	7 専ら準備又は撤去のために使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。												
8 機械又は器具を設置して電気を使用する場合（第8条第2項の附則の設備を使用して電気を使用する場合を除く。）の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める額を加算した額とする。	8 機械又は器具を設置して電気を使用する場合（第8条第2項の附則の設備を使用して電気を使用する場合を除く。）の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める額を加算した額とする。												
9 冷暖房を使用する場合は、規則で定める冷房料又は暖房料を徴収する。													

改正後	改正前
10 この表により算定した使用料の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	9 この表により算定した使用料の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。